

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 27

補助金等名称	三田市シルバー人材センター実施事業助成金交付要綱に基づく運営費補助事業			担当課	いきいき高齢者支援課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費	目	高齢者福祉費
	小事業	795	シルバー人材センター活動促進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいづくり			(市の取り組み) 就労・ボランティア活動への支援				

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-市施策補完型	【市単独・国県協調上乘せ有 国県協調上乘せ無 ・地域対象】
補助期間(開始)	年度	～(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	公益社団法人三田市シルバー人材センター実施事業補助金交付要綱	
補助目的	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するため設立された公益社団法人三田市シルバー人材センターの円滑な運営を行うこと	
補助対象者	公益社団法人三田市シルバー人材センター	
補助対象事業	シルバー人材センターの運営に係る事業	
補助対象経費	人件費、旅費、備品費、消耗品費、会議費など要綱に定める経費	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率() ・ その他(国庫補助交付決定額の範囲内) 上限額()	

補助金等の交付実績

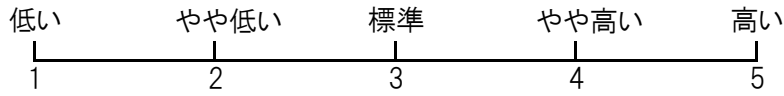
		29年度	28年度	27年度			
交付先		公益社団法人三田市シルバー人材センター	公益社団法人三田市シルバー人材センター	公益社団法人三田市シルバー人材センター			
実施又は運営等に当たって要した費用①		66,694,151 円	64,829,307 円	60,418,056 円			
うち、補助対象経費		15,679,700 円	15,477,589 円	18,730,938 円			
財源内訳	市補助金②	7,228,000 円	46.1%	7,088,000 円	45.8%	6,480,000 円	34.6%
	一般財源	7,228,000 円	46.1%	7,088,000 円	45.8%	6,480,000 円	34.6%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③	7,228,000 円		7,088,000 円		6,480,000 円	
	自己資金④	52,238,151 円		50,653,307 円		47,458,056 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)	52,238,151 円		50,653,307 円		47,458,056 円		
繰越金							

当該団体の概要

団体等の名称	公益社団法人三田市シルバー人材センター	所在	三田市 三田市外	
資本金等の額	0	主な財源(活動資金)	補助金、会費、事務費収入	
構成員及び人数	会員	1153名	設立年月日	昭和63年10月15日
主な活動内容	・高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供、調査研究、高年齢者の就業相談の実施、高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者への職業紹介事業または一般労働者派遣事業の実施並びに講習会等の開催 など			

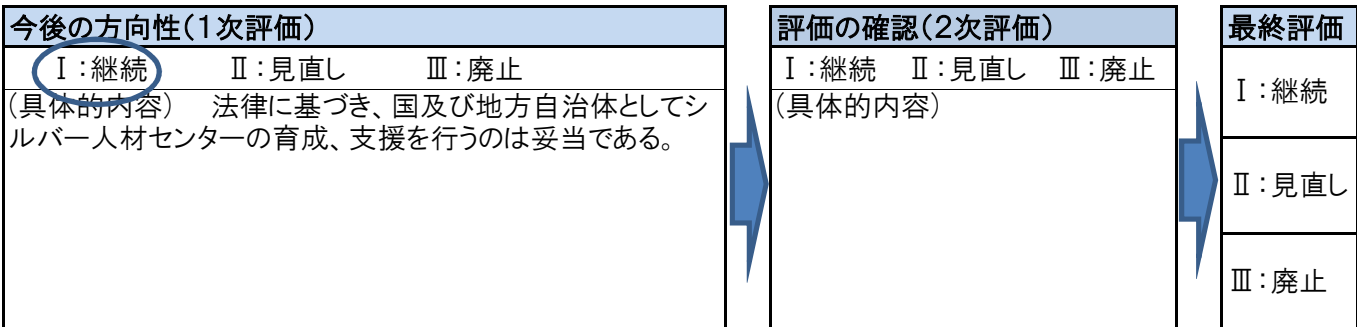
補助金等名称	三田市シルバー人材センター実施事業助成金交付要綱に基づく運営費補助事業	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	-------------------------------------	-----	------------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の 公益性 (5点)					
補助の 必要性 及び 有効性 (10点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助 率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補 助率等を 採用する 理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 28

補助金等名称	敬老行事補助金				担当課	いきいき高齢者支援課		
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費	目	高齢者福祉総務費
	小事業	719	敬老月間推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいづくり			(市の取り組み)		その他		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 平成 29 年度						
補助根拠(法令・要綱等)	三田市敬老行事補助金交付要綱						
補助目的	三田市内の地域において開催される敬老行事に要する経費の一部を補助する						
補助対象者	市内各地区連合自治会の範囲において、敬老行事を実施すると市長が認めた団体						
補助対象事業	補助対象団体が把握している対象者に対して、その範囲内全域において実施する敬老行事						
補助対象経費	前条に定める事業の実施に係る経費(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料など)						
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(10 / 10) ・ その他() 上限額(2000万円を各地区の対象者数で按分した額を上限とする)						

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		17	17	17			
実施又は運営等に当たって要した費用①		21,487,311 円	20,514,006 円	21,170,992 円			
うち、補助対象経費		21,487,311 円	20,514,006 円	20,815,996 円			
財源内訳	市補助金②	19,513,165 円	90.8%	18,936,291 円	88.1%	19,413,556 円	94.6%
	一般財源	19,513,165 円	90.8%	18,936,291 円	88.1%	19,413,556 円	94.6%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	1,974,146 円		1,577,715 円		1,757,436 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,974,146 円		1,577,715 円		1,757,436 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	-	敬老行事参加率 (30.0%)	敬老行事参加率 (30.0%)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	敬老行事参加率 (32.7%)	敬老行事参加率 (29.7%)	敬老行事参加率 (29.1%)

補助金等名称	敬老行事補助金	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	---------	-----	------------

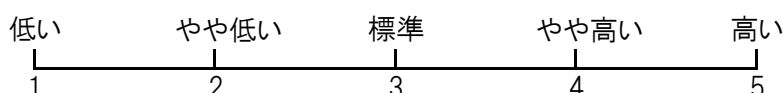
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 地域の高齢者を地域の住民が祝うことで、住民相互の交流や敬老精神が培われ、地域の実情に応じた行事が開催されることで地域コミュニティの活性化に寄与する
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	高齢になるほど、地域とのかかわりが薄れがちになり、孤立化が懸念されるが、敬老行事が地域と高齢者の関わりを深めるきっかけとなっている。一方、参加率は、3割程度にとどまっており、対象者の敬老行事に対する考え方も多様化してきている。		3		
必要性 (5点)	高齢社会が進展し、高齢者自身の意識も多様化する中で、「高齢者」の考え方や敬老行事そのものに対する意識も変化している。地域も敬老行事に対する意識が様々で、負担に感じている地域もあり、一律に実施していくことは継続が困難な状況である。		2		
有効性 (5点)	大人数を収容できる施設が少なく、設備の整ったホテルを利用する地域も多数あり、費用が高額となっている。また、集う行事を実施せず、訪問事業のみを実施する地域もあり、敬老行事を通じた住民相互の交流が難しくなっている。		2		
公平性 (5点)	市内全域で対象者全員に対して呼びかけて実施されており、欠席者への訪問等を実施するなど地域で工夫されている。また、参加の機会は平等であり、公平性は「標準」である。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(10/10) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	敬老に関する事業については、過去から市で実施せず地域で実施することとしてきた経緯があり、市としてもその費用のほぼ全額を補助している。	
	補助金の使途、報告書類については、特に適切に処理されるよう指導している。しかしながら、地域にとっての事務負担は大きい。			4	
合 計(25点満点)			14		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 平成30年度より廃止	➡	評価の確認(2次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I : 継続 II : 見直し III : 廃止
---	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	29
----------	----

補助金等名称	三田市老人クラブ連合会活動活性化事業補助金			担当課	いきいき高齢者支援課	
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費
	目	15	老人クラブ連合会補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいづくり		(市の取り組み)		高齢者の社会参加の場づくり	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間 (開始)	年度 ~ (終了) 3 1 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱
補助目的	三田市老人クラブ連合会の円滑な事業推進を支援するため
補助対象者	老人クラブ連合会
補助対象事業	老人クラブ連合会活動活性化事業
補助対象経費	事業に係る経費のうち、人件費、謝金、旅費、印刷費、消耗品費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他活動に必要と市長が認めた経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他 (予算で定めた額) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度
交付先		三田市老人クラブ連合会	三田市老人クラブ連合会	三田市老人クラブ連合会
実施又は運営等に当たって要した費用①		3,126,795 円	3,763,000 円	3,654,969 円
うち、補助対象経費		3,126,795 円	3,763,000 円	3,654,969 円
財 源 内 訳	市補助金②	2,760,000 円 88.3%	3,426,000 円 91.0%	3,426,000 円 93.7%
	一般財源	2,760,000 円 88.3%	3,426,000 円 91.0%	3,426,000 円 93.7%
	国・県費	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%
	国・県補助金③			
	自己資金④	366,795 円	337,000 円	228,969 円
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金	366,795 円	337,000 円	228,969 円

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	62クラブ、3,956人	64クラブ、4,193人	67クラブ、4,369人

補助金等名称	三田市老人クラブ連合会活動活性化事業補助金	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	-----------------------	-----	------------

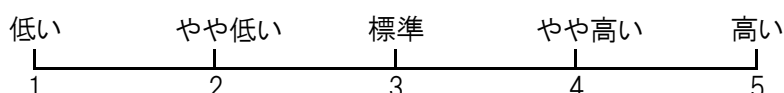
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	老人クラブ連合会は、高齢者の地域コミュニティ活動への参加を促進する単位老人クラブのとりまとめとして活動しており、また、高齢者の生きがいがづくりや仲間づくり、健康維持に貢献している。また、その主体的な活動を支援することは、市総合計画の「高齢者の生きがいがづくり」とも合致しており、「補助金等」の手法についても適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	老人クラブ連合会は平成30年4月1日現在で60クラブ、3,788人が加入しており、多くの高齢者が加入されている。また、市内でもほとんどの地域で単位老人クラブがあり、高齢者であればだれでも加入できる。市総合計画でも高齢者の生きがいがづくりを掲げており、その活性化に取り組むための諸事業を支援することは、市の政策上としても必要不可欠である。		5		
必要性 (5点)	民間等においても老人クラブ活動にかわる代替事業がない状況である。また、単位老人クラブの活性化に向けた事業を展開し、高齢者の地域コミュニティ活動への参加を促進することは重要であり、補助すべき事業である。		4		
有効性 (5点)	単位クラブ数や会員数は横ばいまたは減少傾向にあるものの、今後ますます高齢化率が上昇するわが市において、高齢者の居場所づくりや生きがいの創出につなげる活動や団体は重要である。また、老連の役割として、高齢者を様々な活動の場につないでおり、効果的な事業である。		4		
公平性 (5点)	適正な運営により、高齢者の生きがいがづくりや仲間づくり、健康維持、介護予防や奉仕活動等の一翼を担っており、地域にも貢献している。市内全域で同様の活動を行っている団体等はない。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算で定めた額)	a以外の補助率等を採用する理由	老人クラブ連合会は自己で財源を生み出すことが難しいため	
	市独自の補助として、広報活動や高齢者の生きがいがづくりでもある菊花展等、老人クラブの活性化のために補助している。市内全域で高齢者が活動している事例は他になく、高齢者の生きがいがづくりや健康維持に繋がる老人クラブの活動は不可欠であり、補助は妥当である。会計処理についても適切である。 なお、H28に見直しを行い、H29より対象事業、補助の減額を実施した。		4		
合 計(25点満点)			21		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 老人クラブは高齢者が誰でも参加でき、生きがいがづくり、仲間作り、健康維持活動は市が掲げる高齢者の生きがいがづくりの施策とも合致している。老人クラブ連合会はそれら活動の活性化や団体育成に取り組んでおり、その活動を市が支援することは有効である。しかしながら、時代に合わせた老人クラブ連合会事業の見直しを含めて、ガイドラインに即した適正な補助金額を協議していく。	➡	評価の確認(2次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	31
----------	----

補助金等名称	三田市単位老人クラブ補助金				担当課	いきいき高齢者支援課
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費
	小事業	20	単位老人クラブ補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいづくり		(市の取り組み)		高齢者の社会参加の場づくり	

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	【市単独・ <u>国県協調上乘せ有</u> ・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始)	年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市単位老人クラブ活動事業補助金交付要綱	
補助目的	三田市単位老人クラブの円滑な事業遂行を支援するため	
補助対象者	単位老人クラブ	
補助対象事業	A(①社会奉仕活動事業、②教養講座開催事業、③健康増進事業)、B(④ふれあい推進事業)、C(⑤健康体操活動事業)	
補助対象経費	補助対象事業の実施にかかる経費	
補助金額 又は補助率	定額(48,000円/20人以上29人以下~225,600円/225人以上)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額()	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		61	64	67			
実施又は運営等に当たって要した費用①		28,596,606 円	30,651,037 円	31,711,529 円			
うち、補助対象経費		13,129,176 円	14,317,260 円	15,435,130 円			
財源内訳	市補助金②	7,034,400 円	53.6%	7,450,200 円	52.0%	7,762,800 円	50.3%
	一般財源	4,146,400 円	31.6%	3,902,200 円	27.3%	4,046,800 円	26.2%
	国・県費	2,888,000 円	22.0%	3,548,000 円	24.8%	3,716,000 円	24.1%
	その他	0 円		0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円	0.0%	0 円	0.0%
	自己資金④	21,562,206 円		23,200,837 円		23,948,729 円	
	下記以外の資金(会費等)	7,094,713 円		6,532,251 円		6,946,824 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	13,262,926 円		15,117,551 円		15,380,879 円		
繰越金	1,204,567 円		1,551,035 円		1,621,026 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	61クラブ、3,913人	64クラブ、4,193人	67クラブ、4,369人

補助金等名称	三田市単位老人クラブ補助金	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	---------------	-----	------------

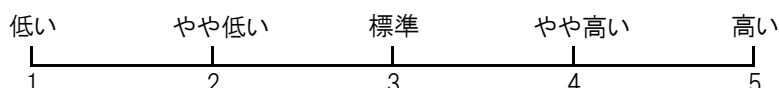
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市単位老人クラブは、高齢者の生きがいつくりや健康維持など様々な分野で活動されており、市総合計画の「高齢者の生きがいつくり」にも合致しており、適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	単位老人クラブは平成30年4月1日現在で60クラブあり、ほとんどの地区に存在している。また、市総合計画でも高齢者の生きがいつくりを掲げており、市の政策上の位置付けとも合致している。		5	5	
必要性 (5点)	老人クラブは自己で財源を生み出すのが難しく、また、民間等においても代替事業がない状況である。高齢者の生きがいつくりや健康保持に高齢者自らが地域で取り組む役割は重要である。		4	4	
有効性 (5点)	単位老人クラブ毎に社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進、子育て支援、高齢者見守り等の様々な活動がされており、高齢者の生きがいつくり、仲間づくりにつながっている。		4	4	
公平性 (5点)	概ね60歳以上の会員で構成される各地域を基盤とした団体で、高齢者の仲間づくりに生きがいつくり、社会奉仕活動に取り組んでおり、地域コミュニティにおける必要性は高い。		4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	国、県協調補助に上乗せを実施している。国県は率ではなく、定額×活動月数による補助額となっており、活動の規模に応じて上乗せしている。また、地域に根ざした活動を行えるよう、30人未満の小規模クラブにも市単独で補助している。	
	補助金の支出や手続きは三田単位市老人クラブ活動事業補助金交付要綱に基づいており、法令等にも抵触していない。補助金額については県の補助金が一律であるのに対し、クラブ人数(活動規模)に応じ、実効性のある金額に上乗せしている。また、小規模クラブに対しても、県の要件である30人以上を緩和させ、20人以上とし、多くのクラブが活用できるようにしている。		4	4	
合 計(25点満点)			21	21	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 老人クラブは高齢者が誰でも参加でき、生きがいつくり、仲間作り、健康維持活動は市が掲げる高齢者の生きがいつくりの施策とも合致しており、その活動を市が支援することは有効である。	評価の確認(2次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止
---	--	--

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	32
----------	----

補助金等名称	三田市老人クラブ連合会活動促進事業補助金			担当課	いきいき高齢者支援課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費	目	高齢者福祉総務費
	小事業	15	老人クラブ連合会補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいづくり		(市の取り組み)		高齢者の社会参加の場づくり			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・ 国県協調上乘せ有 国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱
補助目的	三田市老人クラブ連合会の円滑な事業推進を支援するため
補助対象者	老人クラブ連合会
補助対象事業	老人クラブ連合会活動促進事業(高齢者社会活動促進事業、高齢者創作活動事業その他活動促進事業)
補助対象経費	事業に係る経費のうち、人件費、謝金、旅費、印刷費、消耗品費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他活動に必要なと市長が認めた経費。
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(@80円×会員数+220,000円) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市老人クラブ連合会		三田市老人クラブ連合会		三田市老人クラブ連合会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		557,052 円		681,680 円		1,281,402 円	
うち、補助対象経費		557,052 円		681,680 円		1,281,402 円	
財源内訳	市補助金②	536,480 円	96.3%	555,440 円	81.5%	569,520 円	44.4%
	一般財源	248,480 円	44.6%	261,440 円	38.4%	264,520 円	20.6%
	国・県費	288,000 円	51.7%	294,000 円	43.1%	305,000 円	23.8%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	20,572 円		126,240 円		711,882 円	
	下記以外の資金(会費等)	20,572 円		126,240 円		711,882 円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)	62クラブ、3,956人	62クラブ、3,956人		64クラブ、4,193人		67クラブ、4,369人	

補助金等名称	三田市老人クラブ連合会活動促進事業補助金	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	----------------------	-----	------------

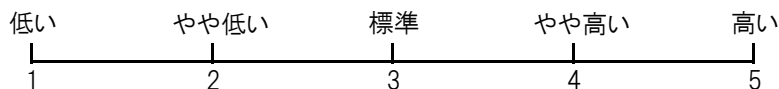
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 老人クラブ連合会は、高齢者の生きがいづくりや健康維持に貢献されており、市総合計画の「高齢者の生きがいづくり」とも合致しておりその手法についても適切である。
不適切	

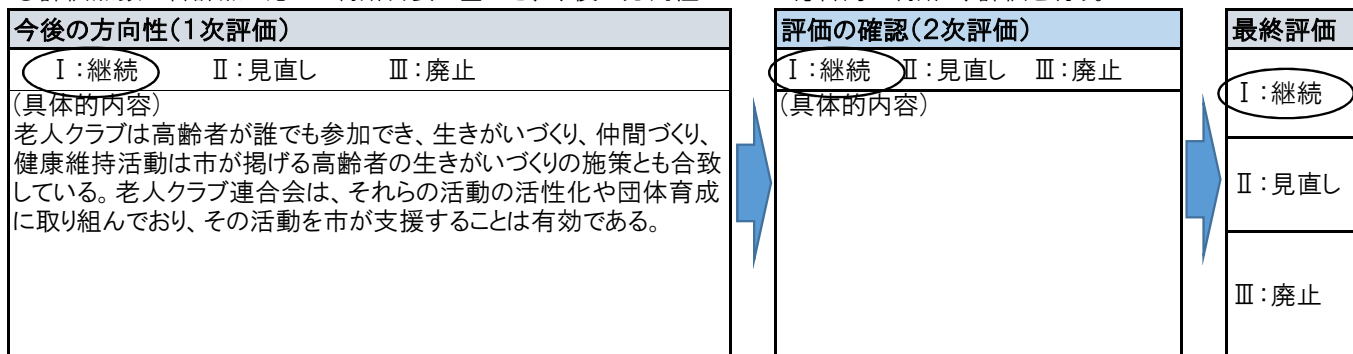
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	老人クラブ連合会は平成30年4月1日現在で60クラブ、3,788人が加入しており、多くの高齢者が加入されている。市総合計画でも高齢者の生きがいづくりを掲げており、市の政策上としても必要不可欠である。		5	5	
必要性 (5点)	老人クラブ連合会は経費のほとんどを補助金で賄っており、民間等においても代替事業がない状況である。また、今後ますます高齢化率が上昇するわが市においても、高齢者の居場所づくりや生きがいの創出につながる仕掛けや取り組みは必要である。		4	4	
有効性 (5点)	市老連最大のイベントである喜びあいのつどいでは約1000人が集まり、高齢者の交流、生きがいづくりの場となっている。また、高齢者作品展では、日常の創作活動を通じた高齢者のいきがいづくりにつながっている。		4	4	
公平性 (5点)	適正な運営により、高齢者の生きがいづくりや健康維持の一翼を担っており、その活動により、広く市民も恩恵を受けている。		4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(@80円×会員数+220,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	国・県との協調補助を基本とし上乗せ補助を実施	
	各地区のクラブ会員が集い、交流し、活動の活性化を図る事業の実施についてその有効性や効果に鑑み、兵庫県の補助金に上乗せし補助している。会計処理も適切である。			4	4
合 計(25点満点)			21	21	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	33
------	----

補助金等名称	三田市シルバー人材センター実施事業助成金交付要綱に基づく高齢者活用・現役世代雇用サポート事業			担当課	いきいき高齢者支援課	
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費
	目	795	シルバー人材センター活動促進事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいづくり		(市の取り組み) 就労・ボランティア活動への支援			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	公益社団法人三田市シルバー人材センター実施事業補助金交付要綱
補助目的	女性の社会進出を後押し、現役世代の雇用環境向上のため、育児分野、人手不足分野等の就業機会の開拓、マッチングを図り、女性の活動の下支えをすると共に高齢者の活躍を推進するための取り組みを実施する。
補助対象者	公益社団法人三田市シルバー人材センター
補助対象事業	活動拠点において、地域の実情に応じ、育児分野、人手不足分野等における指揮命令のある職域での就業機会を開拓し、地域高齢者へ提供するための事業
補助対象経費	諸謝金、社会保険料、法定福利費、福利厚生費などの人件費のほか要綱に定める経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(10/10) ・ その他(国庫補助決定額の範囲内) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市シルバー人材センター		三田市シルバー人材センター		三田市シルバー人材センター	
実施又は運営等に当たって要した費用①		457,167,186 円		458,889,764 円		5,853,114 円	
うち、補助対象経費		10,913,418 円		7,790,224 円		5,853,114 円	
財源内訳	市補助金②	3,800,000 円	34.8%	3,800,000 円	48.8%	2,800,000 円	47.8%
	一般財源	3,800,000 円	34.8%	3,800,000 円	48.8%	2,800,000 円	47.8%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③	3,800,000 円		3,800,000 円		2,800,000 円	
	自己資金④	449,567,186 円		451,289,764 円		253,114 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)	449,567,186 円		451,289,764 円		253,114 円		
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	事業実績 523,000千円	事業実績 523,000千円	事業実績 495,000千円
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	事業実績 502,096千円	事業実績 498,358千円	事業実績 471,568千円

補助金等名称	ンタ-実施事業助成金交付要綱に基づく高齢者活用・現役	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	----------------------------	-----	------------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。（本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。）

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	派遣等の職種によるシルバー人材センターの主体的な就業機会の拡大活動を支援するものであり、委託や直接執行は馴染まない。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 法律に基づき、国及び地方自治体としてシルバー人材センターの育成、支援を行うのは妥当である。	<input type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I : 継続 <input type="radio"/> II : 見直し <input type="radio"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	34
------	----

補助金等名称	三田市シルバー人材センター実施事業助成金交付要綱に基づく地域就業機会創出・拡大事業			担当課	いきいき高齢者支援課	
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費
	小事業	795	シルバー人材センター活動促進事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいづくり		(市の取り組み) 就労・ボランティア活動への支援			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・ 国県協調上乘せ無 ・地域対象】
補助期間	(開始) 平成 年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	公益社団法人三田市シルバー人材センター実施事業補助金交付要綱
補助目的	高齢者が働くことを通じて、地域社会における「環境」分野において、循環型社会の需要に対応するため。
補助対象者	公益社団法人三田市シルバー人材センター
補助対象事業	三田市が地域ニーズに応じて設定した分野において、新規事業の立ち上げに必要な取り組みを実施する事業
補助対象経費	諸謝金、社会保険料、法定福利費などの人件費のほか要綱に定める経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率() ・ その他(国庫補助決定額の範囲内) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市シルバー人材センター		三田市シルバー人材センター		三田市シルバー人材センター	
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,558,729 円		2,584,196 円		2,889,353 円	
うち、補助対象経費		2,521,559 円		2,541,992 円		2,824,128 円	
財源内訳	市補助金②	1,207,000 円	47.9%	1,207,000 円	47.5%	1,292,000 円	45.7%
	一般財源	1,207,000 円	47.9%	1,207,000 円	47.5%	1,292,000 円	45.7%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③	1,207,000 円		1,207,000 円		1,292,000 円	
	自己資金④	144,729 円		170,196 円		305,353 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)	144,729 円		170,196 円		305,353 円		
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	—	当該事業就業延べ人員 765人	645人
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	当該事業就業延べ人員 773人	当該事業就業延べ人員 729人	当該事業就業延べ人員 614人

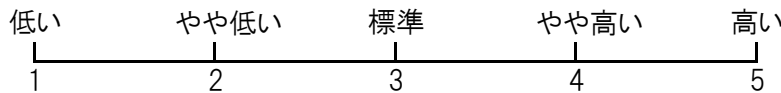
補助金等名称	材センタ-実施事業助成金交付要綱に基づく地域就業機会	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	----------------------------	-----	------------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	地域特性や課題に対応したシルバー人材センターの主体的な就業機会の拡大活動を支援するものであり、委託や直接執行は馴染まない。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 法律に基づき、国及び地方自治体としてシルバー人材センターの育成、支援を行うのは妥当である。 竹資源有効活用事業は、平成29年度をもって終了。 平成30年度からは、「空き家見回り事業」を実施。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	35
------	----

補助金等名称	三田市老人クラブ連合会活動促進特別事業補助金			担当課	いきいき高齢者支援課	
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費
	目	高年齢者福祉総務費				
予算科目	小事業	15	老人クラブ連合会補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいづくり		(市の取り組み)		高齢者の活躍のきっかけづくり	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乗せ有・ 国県協調上乗せ無 】・地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ～ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱
補助目的	三田市老人クラブ連合会の円滑な事業推進を支援するため
補助対象者	老人クラブ連合会
補助対象事業	老人クラブ連合会活動促進特別事業(リーダー養成事業、女性リーダー養成事業、指導者・協力者の招聘促進事業、高齢者と他世代との交流促進事業、クラブ活動参加促進事業、高齢者訪問支援促進事業、その他活動促進事業)
補助対象経費	事業にかかる経費のうち、人件費、謝金、旅費、印刷費、消耗品費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他活動に必要と市長が認めた経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(予算で定めた額) 上限額() 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市老人クラブ連合会		三田市老人クラブ連合会		三田市老人クラブ連合会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		320,326 円		331,686 円		303,953 円	
うち、補助対象経費		320,326 円		331,686 円		303,953 円	
財源内訳	市補助金②	271,000 円	84.6%	271,000 円	81.7%	271,000 円	89.2%
	一般財源	91,000 円	28.4%	91,000 円	27.4%	91,000 円	29.9%
	国・県費	180,000 円	56.2%	180,000 円	54.3%	180,000 円	59.2%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	49,326 円		60,686 円		32,953 円	
	下記以外の資金(会費等)	49,326 円		60,686 円		32,953 円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	62クラブ、3,956人	64クラブ、4,193人	67クラブ、4,369人

補助金等名称	三田市老人クラブ連合会活動促進特別事業補助金	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	------------------------	-----	------------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 老人クラブ連合会は、高齢者の生きがいづくりや健康維持に貢献されており、市総合計画の「高齢者の生きがいづくり」とも合致しておりその手法についても適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 老人クラブは高齢者が誰でも参加でき、生きがいづくり、仲間づくり、健康維持活動は市が掲げる高齢者の生きがいづくりの施策とも合致している。老人クラブ連合会は、それらの活動の活性化や団体育成に取り組んでおり、その活動を市が支援することは有効である。	<input type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I : 継続 <input type="radio"/> II : 見直し <input type="radio"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	36
------	----

補助金等名称	三田市老人クラブ連合会健康づくり活動支援事業補助金			担当課	いきいき高齢者支援課	
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費
	小事業	15	老人クラブ連合会補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の生きがいがいづくり		(市の取り組み)		高齢者の社会参加の場づくり	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有(国県協調上乘せ無)】・【地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ～ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市老人クラブ連合会事業補助金交付要綱
補助目的	三田市老人クラブ連合会の円滑な事業推進を支援するため
補助対象者	老人クラブ連合会
補助対象事業	老人クラブ連合会健康づくり事業(健康づくり実践活動事業、健康に関する知識の普及事業、介護予防支援事業その他健康づくり事業)
補助対象経費	事業に係る経費のうち、人件費、謝金、旅費、印刷費、消耗品費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他活動に必要と市長が認めた経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(予算で定めた額) 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市老人クラブ連合会		三田市老人クラブ連合会		三田市老人クラブ連合会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		703,443 円		671,952 円		674,718 円	
うち、補助対象経費		703,443 円		671,952 円		674,718 円	
財源内訳	市補助金②	522,000 円	74.2%	522,000 円	77.7%	522,000 円	77.4%
	一般財源	174,000 円	24.7%	209,000 円	31.1%	222,000 円	32.9%
	国・県費	348,000 円	49.5%	313,000 円	46.6%	300,000 円	44.5%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	181,443 円		149,952 円		152,718 円	
	下記以外の資金(会費等)	181,443 円		149,952 円		152,718 円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする	会員数の減少を緩やかにする
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		62クラブ、3,956人	64クラブ、4,193人	67クラブ、4,369人

補助金等名称	三田市老人クラブ連合会健康づくり活動支援事業補助金	担当課	いきいき高齢者支援課
--------	---------------------------	-----	------------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 老人クラブ連合会は、高齢者の生きがいづくりや健康維持に貢献されており、市総合計画の「高齢者の生きがいづくり」とも合致しておりその手法についても適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 老人クラブは高齢者が誰でも参加でき、生きがいづくり、仲間づくり、健康維持活動は市が掲げる高齢者の生きがいづくりの施策とも合致している。老人クラブ連合会は、それらの活動の活性化や団体育成に取り組んでおり、その活動を市が支援することは有効である。	➡	評価の確認(2次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I : 継続 II : 見直し III : 廃止
---	---	---	---	--

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 77

補助金等名称	社会福祉協議会事務局運営事業			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	20	社会福祉協議会事務局運営事業補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり		(市の取り組み) これからの地域のあり方を考える基盤づくり					

補助金等の概要	
分類区分	団体運営補助一市施策補完型【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	21年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市社会福祉協議会事業補助金交付要綱
補助目的	地域福祉の推進を図ることを目的とした三田市社会福祉協議会を支援することにより、本市の地域福祉の推進に資する。
補助対象者	社会福祉法人三田市社会福祉協議会
補助対象事業	社会福祉協議会定款第2条の各事業を行うために必要な事務局運営に従事する職員の人件費。
補助対象経費	総務課に在籍する正規職員5名以内の人件費。
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(10/10) ・ その他() 上限額(32,000) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市社会福祉協議会	三田市社会福祉協議会	三田市社会福祉協議会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		38,043,876 円	50,565,612 円	50,288,498 円			
うち、補助対象経費		37,191,326 円	41,380,732 円	40,511,389 円			
財源内訳	市補助金②	32,000,000 円	86.0%	41,380,732 円	100.0%	40,511,389 円	100.0%
	一般財源	32,000,000 円	86.0%	41,380,732 円	100.0%	40,511,389 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	6,043,876 円		9,184,880 円		9,777,109 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)	6,043,876 円		9,184,880 円		9,777,109 円		
繰越金							

当該団体の概要			
団体等の名称	三田市社会福祉協議会	所在	(三田市) 三田市外
資本金等の額	200万円	主な財源(活動資金)	受託金、補助金、居宅サービス事業、収益事業、会費、寄付 等
構成員及び人数	全世帯全住民、協賛団体等	設立年月日	昭和33年7月1日
主な活動内容	地域福祉活動(支援員の配置、地域活動支援等)、ボランティア育成、障害者生活支援、権利擁護・成年後見支援、高齢者支援、子育て支援、介護保険事業、赤い羽根の共同募金会事務局 等。		

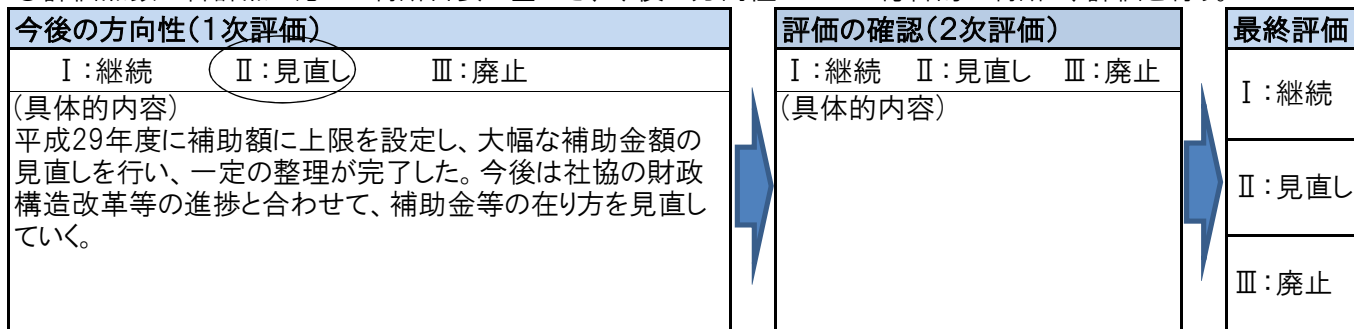
補助金等名称	社会福祉協議会事務局運営事業	担当課	福祉総務課
--------	----------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性 (5点)	・市民の福祉の向上や多くの市民に還元される活動や事業を行っており、その活動は総合計画に定める地域で支えるまちづくりの基礎となるものである。また、その活動対象は全市民、関係機関、関係団体、企業等におよび、公益性が非常に高い。		5		
補助の必要性及び有効性 (10点)	・地域福祉の推進は、地域に根差した活動をしている協議会と市が両輪となって取り組むことが必要であり、活動に対して補助する必要性は高い。また、収入面では補助金、受託料収入が1/3を占め、自主財源である介護保険事業、障害福祉サービス事業収入は他事業者参入等により年々減少している状況にある。 ・社協自らが福祉分野における協議会の市民認知度を高め、市民の理解を得るための更なる取り組みが必要である。		6		
公平性 (5点)	・活動内容は全市民等を対象とし、その効果は広く市民に及ぶものである。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限額32,000千円)	a以外の補助率等を採用する理由	上限額3,200万円(住居手当、扶養手当及び時間外手当を除く)を設定している。	
	・協議会は法に規定される地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体であり、また、共同募金事業やボランティア活動支援など広く社会福祉に関する活動への住民参加を援助する団体である。 (参考: 阪神間の状況と比較して補助割合は低い。)		4		
合計(25点満点)			19		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 78

補助金等名称	三田市遺族会 運営事務補助金			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	10	社会福祉団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり		(市の取り組み)		平和社会の推進			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】		
補助期間(開始)	18年度	～(終了)	31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市社会福祉団体運営事務補助金交付要綱		
補助目的	遺族の連帯意識の高揚と会員相互の連携を高め、福祉の向上に資する。		
補助対象者	三田市遺族会		
補助対象事業	三田市遺族会活動(地区慰霊祭、他市追悼式等出席など)		
補助対象経費	平和推進・遺徳顕彰活動など運営事務に必要な経費		
補助金額 又は補助率	定額(195,000)円	・ 定率(/)	・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市遺族会	三田市遺族会	三田市遺族会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		657,763 円	719,859 円	814,716 円			
うち、補助対象経費		657,763 円	719,859 円	814,716 円			
財源内訳	市補助金②	195,000 円	29.6%	195,000 円	27.1%	195,000 円	23.9%
	一般財源	195,000 円	29.6%	195,000 円	27.1%	195,000 円	23.9%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	462,763 円		524,859 円		619,716 円	
	下記以外の資金(会費等)	430,563 円		483,359 円		587,516 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	32,200 円		41,500 円		32,200 円		
繰越金							

当該団体の概要

団体等の名称	三田市遺族会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	会費、補助金、費用弁償等
構成員及び人数	西南戦役以後の戦傷病者戦没者の遺族	533人	設立年月日 昭和31年12月3日(会則施行)
主な活動内容	①年2回、神戸護国神社例大祭参拝、②三田市戦没者追悼式出席、③遺族会総会、④阪神地区遺族会連絡協議会、⑤各地区で秋季慰霊祭実施、⑥靖国神社参拝 等。		

補助金等名称	三田市遺族会 運営事務補助金	担当課	福祉総務課
--------	----------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	団体の会員は西南戦役以降の戦傷病者戦没者の遺族であるが、戦没者への弔いだけでなく、遺族が語る戦争体験やつらさ、家族への思い等を通じて、平和を呼びかける活動を展開している。		4		
補助の必要性及び有効性(10点)	団体の会員数は年々減少しているが、多くの市民や地域からの参加協力を得ながら、取り組んできている。各地区での慰霊祭は、地域から戦地へ赴いた英霊を弔い、平和への思いを新たにす大切な機会である。また、自主財源が少ない団体であり、補助金は補助目的の達成には必要である。		8		
公平性(5点)	各地区での慰霊祭には遺族だけでなく、地域の様々な団体等の役員や住民が参加し、英霊を祭っており、利益は広く市民に及ぶ。		3		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助金交付の手続きは適正にされている。会員より会費を徴収しているが、年々会員が減少しており、他の収入源は福祉バス助成と預金利息のみである。補助金は近隣市で開催される戦没者追悼式への出席(遺族会は全国組織で、県、各市に組織されている)、役員会等の会議費などに充てられている。		3		
合計(25点満点)			18		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止
平和を呼びかける活動を行うなど、公益的な活動を行っており、引き続き活動を支援していくが、全国的に組織されている団体であることから、他市の状況なども参考にしながら補助のあり方を当団体と協議しながら慎重に見直しを進めていく。		

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 79

補助金等名称	三田市保護司会 運営事務補助金			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	10	社会福祉団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生活の安全・安心			(市の取り組み) 犯罪のないまちづくりの推進				

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型 【(市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無)・【地域対象】						
補助期間(開始)	18年度			～(終了) 31年度			
補助根拠(法令・要綱等)	三田市社会福祉団体運営事務補助金交付要綱						
補助目的	犯罪者の再犯防止と社会復帰を援助し、犯罪のない明るい街づくりを進める。						
補助対象者	三田市保護司会						
補助対象事業	三田市保護司会活動(犯罪予防活動の推進、更生保護関係団体との連携、各種研修等)						
補助対象経費	研修、研究活動など運営事務に必要な経費						
補助金額 又は補助率	定額(195,000)円		定率(/)		その他()		
	上限額()		千円				

補助金等の交付実績

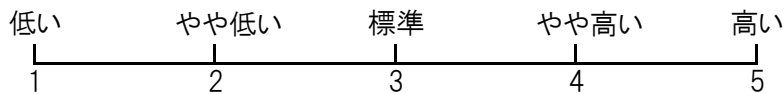
		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市保護司会	三田市保護司会	三田市保護司会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,425,903 円	2,171,091 円	3,466,013 円			
うち、補助対象経費		2,425,903 円	2,171,091 円	3,008,336 円			
財源内訳	市補助金②	195,000 円	8.0%	195,000 円	9.0%	195,000 円	6.5%
	一般財源	195,000 円	8.0%	195,000 円	9.0%	195,000 円	6.5%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③					100,000 円	
	自己資金④	2,230,903 円		1,976,091 円		3,171,013 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,276,800 円		1,665,750 円		1,033,550 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	954,103 円		132,861 円		1,830,844 円	
繰越金			177,480 円		306,619 円		

当該団体の概要

団体等の名称	三田市保護司会	所在	三田市 三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	会費、補助金、費用弁償金、寄附金、前年度繰越金
構成員及び人数	三田保護区に配属されている保護司	30名	設立年月日
主な活動内容	①保護司会の計画策定、②必要な資料及び情報の収集、③研究及び意見の発表、④職務に関する研修、⑤広報宣伝、⑥人材確保の促進に関する活動、⑦会員相互の親睦、⑧三田市更生保護サポートセンター活動の促進 等。		

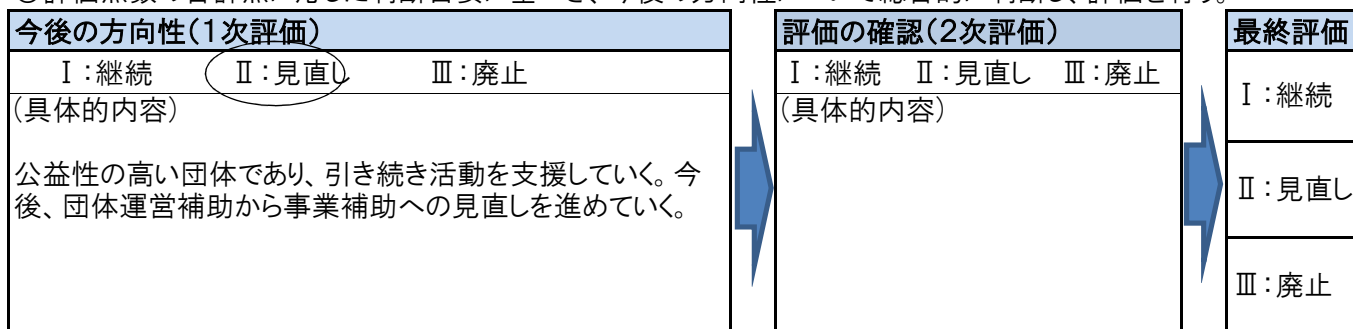
補助金等名称	三田市保護司会 運営事務補助金	担当課	福祉総務課
--------	-----------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性 (5点)	三田市保護司会は他更生保護関係団体等と連携して犯罪予防活動等を行う他、罪を犯した人々の更生を支援するために必要となる知識や経験等を得るため、研修会を定期的で開催しており、犯罪のないまちづくりの推進に寄与している。		5		
補助の必要性及び有効性 (10点)	保護司は保護司法に規定される非常勤の国家公務員であり、保護司会は全国的に組織されている。保護司会はその任務を円滑に遂行するとともに、保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的としている。罪を犯した人を社会に復帰できるよう様々なサポートを行う三田市保護司会は、犯罪・非行を防ぎ、罪を犯した人の立ち直りを助ける、安全・安心なまちづくりを推進する上で必要な団体である。		9		
公平性 (5点)	補助金等の効果は三田市保護司会としての活動が対象だが、その効果は地域の安心、安全につながり、広く市民に及ぶものである。また、会費収入(保護司1名年間15,000円)、各保護司からの寄付を集めており、日々の活動は報酬を受けないボランティアな活動である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	収入確保手段が乏しく、補助金が活動する上での貴重な収入源となっている。運営事務、保護司会運営、研修、社会を明るくする運動等の収入と支出が明確に区分されていないところがあるため、補助金に対する効果等を明確にするため、実績報告内容の見直しが必要である。		3		
合計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 80

補助金等名称	丹有原爆被害者の会 運営事務補助金			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	10	社会福祉団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり		(市の取り組み)		平和社会の推進			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】		
補助期間(開始)	18年度	～(終了)	31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市社会福祉団体運営事務補助金交付要綱		
補助目的	被爆による永年の不安・苦しみを抱える会員の相互の自立更正、生活の安定、福祉の向上を図る。		
補助対象者	丹有原爆被害者の会		
補助対象事業	丹有原爆被害者の会活動(被爆体験語り部、相談会等)		
補助対象経費	原爆被害者に対する相談活動など運営事務に必要な経費		
補助金額 又は補助率	定額(15,000)円	・ 定率(/)	・ その他()
	上限額()	千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		丹有原爆被害者の会	丹有原爆被害者の会	丹有原爆被害者の会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		146,846円	109,461円	260,000円			
うち、補助対象経費		146,846円	109,461円	260,000円			
財源内訳	市補助金②	15,000円	10.2%	30,000円	27.4%	30,000円	11.5%
	一般財源	15,000円	10.2%	30,000円	27.4%	30,000円	11.5%
	国・県費		0.0%	0	0.0%		0.0%
	その他		0.0%	0	0.0%		0.0%
	国・県補助金③	46,000円		52,000円		50,000円	
	自己資金④	85,846円		27,461円		180,000円	
	下記以外の資金(会費等)	24,000円		26,000円		16,000円	
	その他収入(参加料・協賛金等)			0			
繰越金	61,846円		1,461円		164,000円		

当該団体の概要

団体等の名称	丹有原爆被害者の会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	会費、補助金、前年度繰越金
構成員及び人数	丹波市、篠山市、三田市居住の原爆被害者、家族、二世	12世帯	設立年月日 昭和41年2月13日(会則施行)
主な活動内容	①被爆者の実態調査、②援護法を真に被爆者、遺族援護といえる内容に改正するための事項、③原爆症根治療法機関設置に関する事項、④被爆者相談所の設置運営、⑤会員の福祉及び相互扶助、⑥死没者の調査、⑦体験を通じての真の原水爆禁止運動 他。		

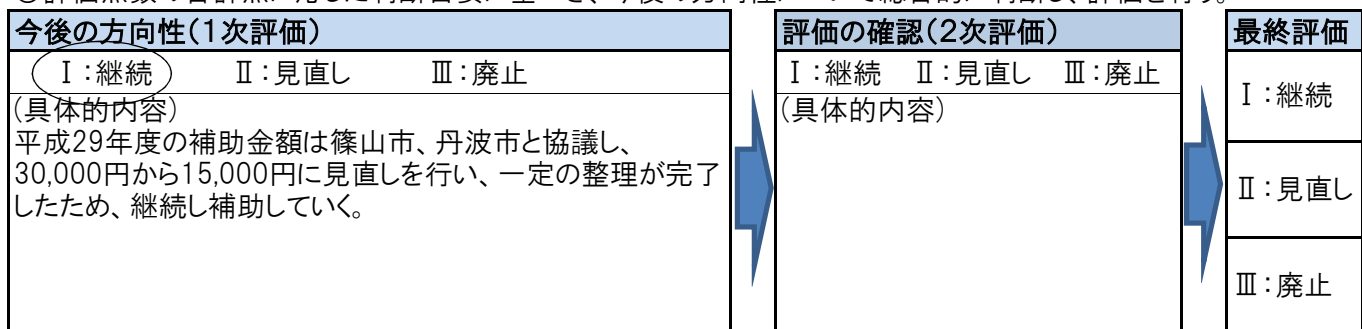
補助金等名称	丹有原爆被害者の会 運営事務補助金	担当課	福祉総務課
--------	-------------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	団体の会員は被爆者及びその家族や二世であるが、被爆者の相談活動や原水爆禁止運動、パネル展示や語り部などの平和を訴える活動や平和について考える取り組みを行っている。		4		
補助の必要性及び有効性(10点)	被爆体験や語り部等を通じての平和活動は、戦争を知らない子どもたちをはじめ、多くの人の平和に対する意識を高め、平和の大切さを伝える貴重な機会を与えている。また、会員の相互の自立更正や生活の安定、福祉の向上を図る目的からも補助すべき団体である。しかしながら、団体の会員数は年々減少し、活動自身も縮小傾向にあることから、今後の事業や活動の状況によっては、その有効性について検討が必要である。		8		
公平性(5点)	平和活動は広く市民に対して行うものであり、利益は広く市民に及ぶものである。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	会員より会費を徴収しているが、年々会員が減少しており、他の収入源は県、篠山市及び丹波市からの補助金、前年度繰越金のみである。会員の高齢化、減少により、徐々に活動に支障が出てきており、補助金額の見直しは団体の活動方針確認や、篠山市、丹波市との協議が必要である。		4		
合計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	81
------	----

補助金等名称	「社会を明るくする運動」事業費補助金			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	10	社会福祉団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生活の安全・安心		(市の取り組み)		犯罪のないまちづくりの推進			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	18年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市社会福祉団体事業補助金交付要綱
補助目的	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築く。
補助対象者	三田市保護司会
補助対象事業	社会を明るくする運動事業
補助対象経費	啓発事業、研究会の実施などの必要な経費
補助金額 又は補助率	定額(100,000)円・定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付先		三田市保護司会	三田市保護司会	三田市保護司会
実施又は運営等に当たって要した費用①		826,576円	880,466円	3,466,013円
うち、補助対象経費		826,576円	880,466円	3,466,013円
財源内訳	市補助金②	100,000円 12.1%	100,000円 11.4%	100,000円 2.9%
	一般財源	100,000円 12.1%	100,000円 11.4%	100,000円 2.9%
	国・県費	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%
	国・県補助金③			100,000円
	自己資金④	726,576円	780,466円	3,266,013円
	下記以外の資金(会費等)			1,128,550円
その他収入(参加料・協賛金等)	726,576円	780,466円	1,830,844円	
繰越金			306,619円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	三田市推進委員会を構成する機関・団体数25団体(事務局を除く)	三田市推進委員会を構成する機関・団体数25団体(事務局を除く)	三田市推進委員会を構成する機関・団体数25団体(事務局を除く)	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	25団体	25団体	25団体	

補助金等名称	「社会を明るくする運動」事業費補助金	担当課	福祉総務課
--------	--------------------	-----	-------

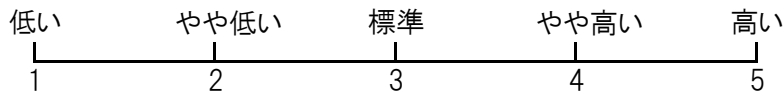
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	当運動は法務省が提唱する全国的な運動であり、三田市では地域団体や学校関係、更生保護関係団体等で三田市推進委員会を組織している。毎年、街頭啓発活動や公開ケース研究会、子どもたちを対象とした作文コンクール等を行い、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指している。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)	1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	毎年の活動である街頭啓発活動や公開ケース研究会には100名以上の参加があり、また、毎年多くの学校から作文コンクール等の申込みを受けるなど、活動は広く定着しており、公益性は高い。	5		
必要性 (5点)	当運動にあたっては、市内企業や団体等に広く協力を呼びかけて協賛金を集め、啓発物、広報活動、街頭啓発活動、作文コンクール等の活動を行い、幅広く市民に罪を犯した人を受け入れる明るい社会を築く運動を行っている。犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるうえで、補助すべき事業を行っている。	4		
有効性 (5点)	公益性の高い活動であり、多くの学校関係者や地域団体等の協力を得ている。また、活動内容は継続的であり、立ち直りを支える家庭や地域を作るために、効果が期待できる。	4		
公平性 (5点)	当運動は法務省が事務局を担っている中央推進委員会が推進する運動であり、三田市では三田市推進委員会(委員長は市長)を組織し、事務局を三田市保護司会に置いている。同推進委員会は地域団体や学校関係等、多くの団体で構成されてい	5		
妥当性 (5点)	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	収入確保手段が乏しい中で、補助金と協賛金が貴重な収入源となっている。また、補助対象経費に占める補助金額の割合も低く、補助金額としては適正範囲内であり、妥当である。	4		
合 計(25点満点)		22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) (I : 継続 II : 見直し III : 廃止) (具体的内容) 公益性の高い活動であり、引き続き活動を支援していく。	➡	評価の確認(2次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	86
------	----

補助金等名称	地域福祉支援室活動支援事業			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	528	地域福祉活動推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり		(市の取り組み)		地域での支え合い活動の支援			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	23年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市社会福祉協議会事業補助金交付要綱
補助目的	すべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる「住民による支え合い、助け合う地域社会」の構築を目指し、住民が行う保健福祉活動を推進するため、地域福祉支援員を配置し、事業内容や組織運営等についての相談・依頼に応じ、適宜、必要な住民活動への指導、支援を行う。
補助対象者	三田市社会福祉協議会
補助対象事業	社会福祉協議会が設置する地域福祉支援室が実施する事業
補助対象経費	地域福祉支援員人件費、地域福祉活動及びその支援に要する経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(10/10) ・ その他() 上限額(39,000) 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付先		三田市社会福祉協議会	三田市社会福祉協議会	三田市社会福祉協議会
実施又は運営等に当たって要した費用①		52,656,069 円	48,608,625 円	46,826,373 円
うち、補助対象経費		40,079,530 円	37,289,686 円	35,643,031 円
財源内訳	市補助金②	39,000,000 円 97.3%	37,289,686 円 100.0%	35,643,031 円 100.0%
	一般財源	39,000,000 円 97.3%	37,289,686 円 100.0%	35,643,031 円 100.0%
	国・県費	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%
	国・県補助金③			
	自己資金④	13,656,069 円	11,318,939 円	11,183,342 円
	下記以外の資金(会費等)	6,125,959 円 共同募金	5,428,864 円 共同募金	5,230,641 円 共同募金
その他収入(参加料・協賛金等)	7,530,110 円 介保繰入	5,890,075 円 介保繰入	5,952,701 円 介保繰入	
繰越金				

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		地域福祉支援室 相談件数の増加	地域福祉支援室 相談件数の増加	地域福祉支援室 相談件数の増加
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		6,411件 ※件数把握方法変更	3,876件	3,223件

補助金等名称	地域福祉支援室活動支援事業	担当課	福祉総務課
--------	---------------	-----	-------

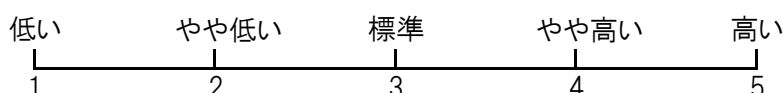
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 地域福祉支援室の設置は地域福祉の推進を目指すもので、社会福祉協議会が果たすべき本来業務である。市は社会福祉協議会が地域福祉の担い手として、地域に根ざした活動が展開されるよう支援することが望ましい姿であると考えられるため
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	当該事業目的である「誰もが住みなれた地域でともに支え合い安心して、生きがいをもって生活する」ことは総合計画や地域福祉計画に合致したもので、市民の福祉の向上に資するものである。		5		
必要性 (5点)	補助事業者である社会福祉協議会が推進者となり、行政がその支援をするという役割分担である。また、民間等で地域全体の福祉活動等を推進する事業を実施する団体は見受けられない。		5		
有効性 (5点)	地域福祉という成果や効果を具体的に測ることが難しい事業であるが、地域福祉を進めるうえで必要な事業である。客観的な事実に基づいた適当な指標や費用対効果についても検証する具体的な基準が必要であるがその設定は難しい。		3		
公平性 (5点)	市内6か所に地域福祉支援室を設置しているところであり、広く市民の地域福祉の向上に取り組んでいる。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限額39,000千円)	a以外の補助率等を採用する理由	社会福祉協議会の本来事業とはいえ、地域福祉の推進という行政の役割も大きく、指導的な関与が求められる場合もある。また事業の性質上利用者負担を求めるものではなく、社協の介護保険事業収益及び募金の一部を財源としている。	
	上記の理由により補助率等が1/2を上回ることはやむを得ないと考える。平成28年度の見直しにより、過去の実績をもとに人件費は3年間定額の上限定額を設けるとともに、扶養手当や住居手当、時間外手当の月10時間超分等は補助対象外とした。社会福祉協議会の財務内容等に応じた適切な独自財源の充当が求められる。		3		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) H30年度からは、生活支援体制整備事業を委託したことにより、介護特会からの委託費(上限32,000千円)と補助金(上限12,000千円)を財源としている。 大幅な補助金額の見直しを行い一定の整理が完了したため、継続し補助していく。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 87

補助金等名称	地域ふれあい活動推進事業補助金			担当課	福祉総務課	
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費
	目	528	地域福祉活動推進事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり		(市の取り組み)		地域での支え合い活動の支援	

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	9年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱
補助目的	地域内の高齢者や障害者はもとより誰もが地域社会で互いに助け合い、安心して生活できる福祉のまちづくりをめざして、福祉・保健ふれあい活動を推進する。
補助対象者	地区ふれあい活動推進協議会
補助対象事業	各地区協議会が行う地域社会での互助及び安心して生活できる福祉のまちづくりの推進を目的とした事業
補助対象経費	地域福祉ふれあい活動推進事業に要する経費
補助金額 又は補助率	定額(各地区別に世帯数や高齢化率による積算)円・定率()・その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		9	9	9			
実施又は運営等に当たって要した費用①		11,250,594 円	10,900,609 円	8,583,114 円			
うち、補助対象経費		11,250,594 円	10,900,609 円	8,583,114 円			
財源内訳	市補助金②	6,479,000 円	57.6%	6,367,000 円	58.4%	6,250,000 円	72.8%
	一般財源	6,479,000 円	57.6%	6,367,000 円	58.4%	6,250,000 円	72.8%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	4,771,594 円		4,533,609 円		2,333,114 円	
	下記以外の資金(会費等)	848,157 円		865,961 円		1,378,008 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	3,800,279 円		3,630,574 円		933,982 円	
繰越金	123,158 円		37,074 円		21,124 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	小地域つどい・サロン 開催数の増加	小地域つどい・サロン 開催数の増加	小地域つどい・サロン 開催数の増加
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	3,099回	2,196回	1,842回

補助金等名称	地域ふれあい活動推進事業補助金	担当課	福祉総務課
--------	-----------------	-----	-------

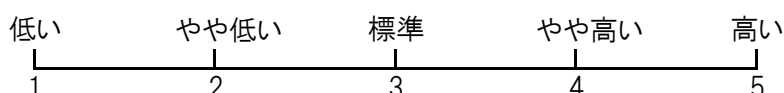
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 当該事業は9つの各地区ごとの自治会長、民生委員・児童委員、健康推進員等で構成されるふれあい活動推進協議会が各地域の特性に応じて実施する活動であり、地域主体の自主的な活動であるため
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	地区ふれあい活動推進協議会は、地域での互助及び安心して生活できる福祉のまちづくりを目的として設置されている。その構成団体は区・自治会連合会や民生委員・児童委員、健康推進員など、主に地域の地縁団体により組織され、地域に根差した活動が展開されている。		5		
必要性 (5点)	各地区において活発な活動を展開している地域住民自らが構成員となっており、代替することができない事業である。将来的に、まちづくり協議会との役割分担等地域活動に支障が生じないように整理が必要である。		4		
有効性 (5点)	ふれあい活動推進協議会の取り組みのひとつである小地域つどい・サロン事業の開催回数も年々増加しており、地域でのふれあい・支え合いによるまちづくりへの効果が期待できる。		4		
公平性 (5点)	各地区ごとの特性に応じた活動が展開されるとともに、ふれあい活動推進協議会の構成員や活動者に対する研修会も行われている。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(各地区別に世帯数や高齢化率による積算)	a以外の補助率等を採用する理由	各地区の「ふれあい活動推進協議会」は、ほとんどの団体で自主財源を持たず、活動資金を市からの補助金に依存しているところであり、各地区の補助金額について、公平性を保つため、客観的なデータに基づいて算出している。	
	事業の実施にあたっては、参加者から参加費を徴収し事業費に充てる場合もあり、収入確保に努めている。各地区によっては繰越金が増加している地区も見受けられ、適切な受益者負担に基づき、適正な補助金執行が求められる。		3		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
(I : 継続) II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 地域住民による地域のための福祉活動に対する補助であり、引き続き補助が必要である。今後、まちづくり協議会に対する一括交付金等の議論が進めば一括交付金として整理統合することも考えられる。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 88

補助金等名称	福祉バス借上補助事業			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費	目	高齢者福祉総務費
	小事業	11	いきいきふれあいバス事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり		(市の取り組み)		地域での支え合い活動の支援			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 平成23年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市社会福祉協議会事業補助金交付要綱
補助目的	地域や市全域で活動する福祉・保健団体がその活動の向上を目的に実施する研修、視察、大会等の事業や日頃外出の機会が少ない障害者や高齢者の外出支援事業などで使用する借上げバス費用の一部を補助することで地域福祉の向上を図る。
補助対象者	①市内において活動する福祉・保健団体②①に掲げる団体の他、補助事業の目的を達成するために市長が特に認める団体
補助対象事業	①会議、研修会、視察、大会等の事業②外出機会の少ない障害者や高齢者等の社会参加を目的とする事業③災害支援を目的とする事業④①～③に掲げるもののほか、市長が特に認める事業
補助対象経費	①借上げバス費用の助成②借上げバス事業に従事する臨時職員人件費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(10 / 10) ・ その他() 上限額(8,300,000円) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市社会福祉協議会	三田市社会福祉協議会	三田市社会福祉協議会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		6,961,044 円	7,735,977 円	7,400,736 円			
うち、補助対象経費		6,915,300 円	7,699,900 円	7,361,400 円			
財源内訳	市補助金②	6,915,300 円	100.0%	7,699,900 円	100.0%	7,361,400 円	100.0%
	一般財源	6,915,300 円	100.0%	7,699,900 円	100.0%	7,361,400 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	45,744 円		36,077 円		39,336 円	
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等)	45,744 円		36,077 円		39,336 円	
繰越金							

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		実施件数170件	実施件数170件	実施件数170件
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		146件	169件	163件

補助金等名称	福祉バス借上補助事業	担当課	福祉総務課
--------	------------	-----	-------

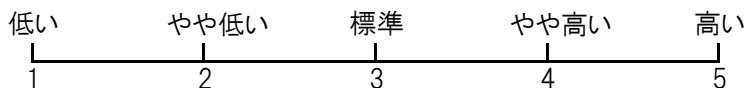
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 地域福祉の推進は社協の本来業務であり市が実施主体とはならないが、事業の受益者が広く市民一般であり、公益性も高いことから市が補助を行うことは適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	高齢化や地域とのつながりが希薄化する中、この事業は市内の保健福祉団体の借上げバス費用の一部を助成し、団体活動活性化や地域内の交流づくりにつながっている。申請者も老人会やボランティア団体等幅広く市民に還元されており、総合計画の地域で支えるまちづくりとも目標が合致する。		5		
必要性 (5点)	地域福祉の推進は社協の本来業務であるが、ふれあいバス助成事業は他に実施主体と成り得る団体も無い。障害者やひとり暮らし高齢者等外出困難者の外出支援にもなっており今後も欠かすことのできない事業である。		4		
有効性 (5点)	申請件数は年々減少しているが、毎年実施申請されている団体も多く、今後もコンスタントに申請が見込まれる。		4		
公平性 (5点)	申請者は福祉保健団体等となっているが、実際には老人クラブ・ボランティア団体・障がい者団体・サロン等幅広い団体が利用できる。また、同様の事業を行っている団体は他に無い。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(10/10) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	事業の性質上利用者負担を求めるものではないため。	
	補助金額は三田市社会福祉協議会事業補助金交付要綱により乗車人数やバスの種類、利用回数等に応じて定められている。また、社会福祉協議会ではふれあい福祉バス助成事業実施要項を定めており、適正な執行を行っている。毎年度、事業終了後に実績額分を補助しているため繰越金は無い。		4		
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) ①:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 支出も適正に処理されており、事業の目的や対象も極めて公益性が高い。今後も必要とされる事業であり、実施主体と成り得る団体も社会福祉協議会しかないことから、継続して補助していく。	➡	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	89
------	----

補助金等名称	ボランティア活動促進事業			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	509	ボランティア活動促進事業補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域で支えるまちづくり		(市の取り組み)		地域活動の担い手育成			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	23年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市社会福祉協議会事業補助金交付要綱
補助目的	高齢社会等に対応するため展望される在宅福祉社会の核となる地域でのボランティア活動を振興・育成していくため、地域福祉ボランティア活動の振興と育成を図る。
補助対象者	三田市社会福祉協議会
補助対象事業	社会福祉協議会が設置するボランティア活動センターが実施する事業
補助対象経費	ボランティアコーディネーター人件費、ボランティアの振興・育成に要する経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(10/10) ・ その他() 上限額(15,000) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市社会福祉協議会	三田市社会福祉協議会	三田市社会福祉協議会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		16,921,123 円	16,886,184 円	16,081,473 円			
うち、補助対象経費		15,766,706 円	15,127,800 円	13,984,489 円			
財源内訳	市補助金②	15,000,000 円	95.1%	15,127,800 円	100.0%	13,984,489 円	100.0%
	一般財源		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他(地域福祉基金)	15,000,000 円	95.1%	15,127,800 円	100.0%	13,984,489 円	100.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	1,921,123 円		1,758,384 円		2,096,984 円	
	下記以外の資金(会費等)	67,203 円	共同募金	313,239 円	共同募金	400,330 円	共同募金
その他収入(参加料・協賛金等)	1,853,920 円	県社協補助等	1,445,145 円	県社協補助等	1,696,654 円	県社協補助等	
繰越金							

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		ボランティア活動センターが把握する活動者数の増加(グループ・個人)	ボランティア活動センターが把握する活動者数の増加(グループ・個人)	ボランティア活動センターが把握する活動者数の増加(グループ・個人)
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		141グループ・284名	142グループ・286名	120グループ・270名

補助金等名称	ボランティア活動促進事業	担当課	福祉総務課
--------	--------------	-----	-------

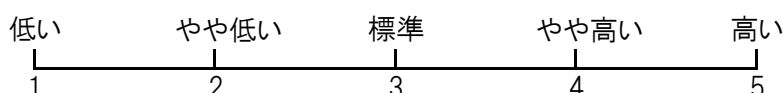
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 当該事業はボランティア活動を通じて地域で支え合う社会の実現を目指すもので、社会福祉協議会が果たすべき本来業務である。市は社会福祉協議会が地域福祉の担い手として、地域に根ざした活動が展開されるよう支援することが望ましい姿であると考えられるため
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	当該事業目的である地域での福祉ボランティア活動を通じて「誰もが住みなれた地域でともに支え合い安心して、生きがいをもって生活する」ことは総合計画や地域福祉計画に合致したもので、市民の福祉の向上に資するものである。		5		
必要性 (5点)	当該事業は活動団体同士の連携強化や、福祉や災害ボランティアの育成を目的とした研修の実施等民間において類似する事業を実施する団体は見受けられない		4		
有効性 (5点)	事業の性格から直接的な成果を具体的に測ることが難しく、活動グループ数や市民アンケート結果等を地域福祉計画での目標値として設定している。また、費用対効果についても検証する具体的な基準の設定は困難である。		4		
公平性 (5点)	子どもから高齢者まですべての世代を対象に、地域福祉、災害等地域生活に密着した内容にかかる事業に取り組んでいる。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限額15,000千円)	a以外の補助率等を採用する理由	当該事業費の大半を占めるボランティアコーディネーターの人件費について、地域福祉の推進に寄与するものとして補助している。また、事業の性質上利用者負担を求めるものではなく、社協の介護保険事業収益や募金の一部を財源としている。	
	上記の理由により補助率等が1/2を上回ることはやむを得ないと考える。平成28年度の見直しにより、過去の実績をもとに人件費は3年間定額の上限設定を設けるとともに、扶養手当や住居手当、時間外手当の月10時間超分等は補助対象外とした。社会福祉協議会の財務内容等に応じた適切な独自財源の充当が求められる。		3		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 平成29年度に補助額に上限を設定し、一定の整理が完了したため、継続し補助していく。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 90

補助金等名称	社会福祉団体補助金			担当課	障害福祉課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費	目	障害者福祉総務費
	小事業	10	社会福祉団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障害のある人の安心		(市の取り組み)		生活支援の充実			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型	【市単独・ 国県協調上乘せ有 ・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	不明	年度 ~ (終了) H 3 1 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市手をつなぐ育成会運営補助金交付要綱	
補助目的	障害者を取り巻く環境の変化の中で、障害者のニーズに最も理解が深い障害者団体が諸課題に対し迅速・的確に対応できるよう補助金を交付する	
補助対象者	特定非営利活動法人三田市手をつなぐ育成会	
補助対象事業	育成会の運営	
補助対象経費	育成会の運営にかかる経費(慶弔費、食糧費、宿泊を伴う視察費、積立金は除く)	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(予算で定めた額の範囲内) 上限額() 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		特定非営利活動法人三田市手をつなぐ育成会	特定非営利活動法人三田市手をつなぐ育成会	特定非営利活動法人三田市手をつなぐ育成会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,220,120 円	1,570,321 円	1,817,501 円			
うち、補助対象経費		1,230,120 円	1,570,321 円	1,817,501 円			
財源内訳	市補助金②	195,000 円	15.9%	195,000 円	12.4%	195,000 円	10.7%
	一般財源	185,000 円	15.0%	195,000 円	12.4%	195,000 円	10.7%
	国・県費	10,000 円	0.8%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	1,025,120 円		1,375,321 円		1,622,501 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,025,120 円		1,375,321 円		1,622,501 円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

当該団体の概要

団体等の名称	三田市手をつなぐ育成会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額	67,936,803円	主な財源(活動資金)	会費・事業収益
構成員及び人数	50名	設立年月日	
主な活動内容	知的障害のある人たちが、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らしていけるよう、様々な関係機関や組織と連携を図りながら、日中活動、学習、住まい、余暇活動などに取り組み、研修会や啓発に力を入れている。グループホームも運営している。		

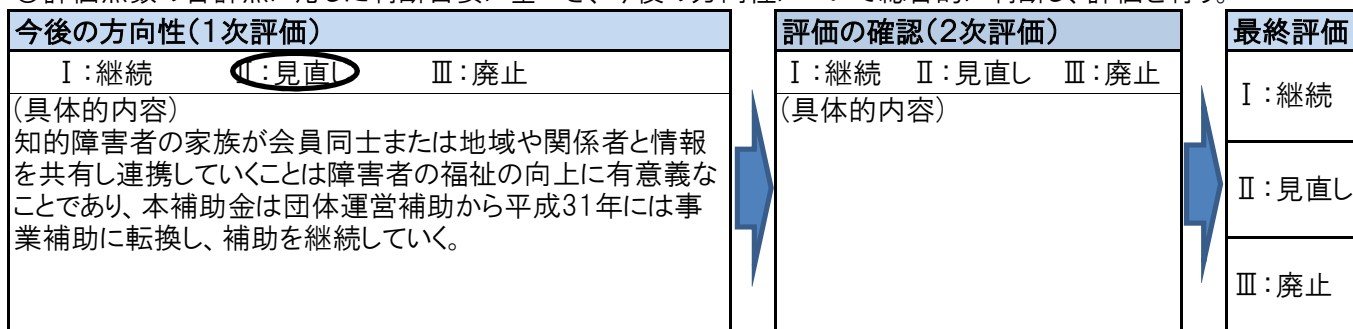
補助金等名称	社会福祉団体補助金	担当課	障害福祉課
--------	-----------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	障害者の人権と健康、福祉の向上と福利厚生の実現を図ることを目的として設立された当事者団体であり、市民の福祉の向上に資する。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	障害者を取り巻く情勢は常に変化しており、障害サービスの受給者も年々増加していることから、真に必要な障害者施策を当事者の声を聞きながら実施していく必要があり、障害者のニーズにもっとも理解が深い障害者団体を支援をしていくことは必要である。		10		
公平性(5点)	補助は身体障害、知的障害、精神障害の中心的な活動をしている団体に対して実施しているところだが、補助している団体以外に活動している団体もある。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	平成25年に要綱制定。要綱に基づき補助している。		5		
合計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 91

補助金等名称	社会福祉団体補助金			担当課	障害福祉課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費	目	障害者福祉総務費
	小事業	10	社会福祉団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障害のある人の安心		(市の取り組み)		生活支援の充実			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間(開始)	不明		年度		～(終了) H 3 1 年度		
補助根拠(法令・要綱等)	三田市身体障害者福祉協議会運営補助金交付要綱						
補助目的	障害者を取り巻く環境の変化の中で、障害者のニーズに最も理解が深い障害者団体が諸課題に対し迅速・的確に対応できるよう補助金を交付する						
補助対象者	三田市身体障害者福祉協議会						
補助対象事業	三田市身体障害者福祉協議会の運営						
補助対象経費	身体障害者福祉協議会の運営にかかる経費(慶弔費、食糧費、宿泊を伴う視察費、積立金は除く)						
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(/)	その他(予算で定めた額の範囲内)				
	上限額()	千円					

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市身体障害者福祉協議会	三田市身体障害者福祉協議会	三田市身体障害者福祉協議会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,907,964 円	1,963,092 円	1,879,618 円			
うち、補助対象経費		1,380,309 円	1,963,092 円	1,879,618 円			
財源内訳	市補助金②	275,000 円	19.9%	275,000 円	14.0%	275,000 円	14.6%
	一般財源	275,000円	19.9%	275,000円	14.0%	275,000円	14.6%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	1,632,964 円		1,688,092 円		1,604,618 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,380,309 円		1,559,966 円		1,460,825円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金	252,655 円		128,126 円		143,793円		

当該団体の概要

団体等の名称	三田市身体障害者福祉協議会	所在	三田市 三田市外
資本金等の額	円	主な財源(活動資金)	会費・補助金
構成員及び人数	177名	設立年月日	昭和32年
主な活動内容	身体障害のある人たちが、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らしていけるよう、様々な関係機関や組織と連携を図りながら、日中活動、学習、住まい、余暇活動などに取り組み、研修会や啓発に力を入れている。		

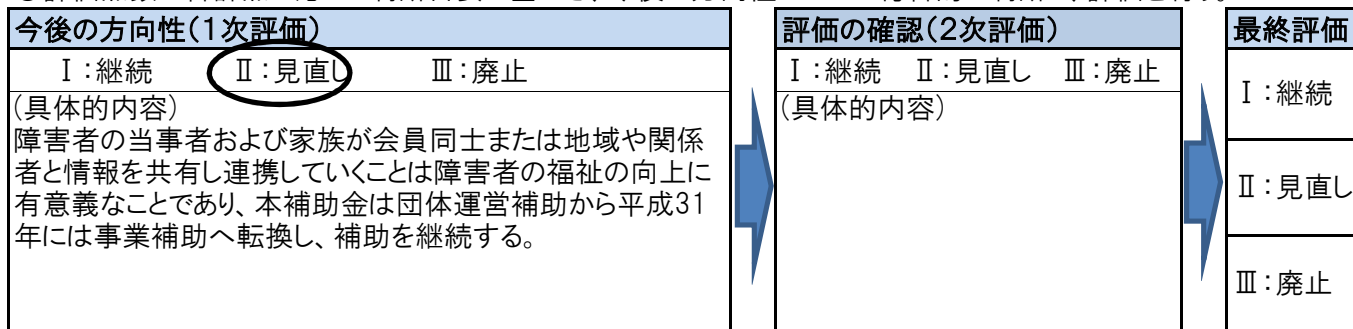
補助金等名称	社会福祉団体補助金	担当課	障害福祉課
--------	-----------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の 公益性 (5点)	障害者の人権と健康、福祉の向上と福利厚生の実現を図ることを目的として設立された当事者団体であり、市民の福祉の向上に資する。		5		
補助の 必要性 及び 有効性 (10点)	障害者を取り巻く情勢は常に変化しており、障害サービスの受給者も年々増加していることから、真に必要な障害者施策を当事者の声を聞きながら実施していく必要があり、障害者のニーズにもっとも理解が深い障害者団体を支援をしていくことは必要である。		10		
公平性 (5点)	補助は身体障害、知的障害、精神障害の中心活動をしている団体に対して実施しているところだが、補助している団体以外に活動している団体もある。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	平成25年に要綱制定。要綱に基づき補助している。		5		
合計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 92

補助金等名称	社会福祉団体補助金			担当課	障害福祉課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費	目	障害者福祉総務費
	小事業	10	社会福祉団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障害のある人の安心		(市の取り組み)		生活支援の充実			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間(開始)	不明	年度	~	(終了)	H 3 1	年度	
補助根拠(法令・要綱等)	にじの会運営補助金交付要綱						
補助目的	障害者を取り巻く環境の変化の中で、障害者のニーズに最も理解が深い障害者団体が諸課題に対し迅速・的確に対応できるよう補助金を交付する						
補助対象者	精神障害者家族会 にじの会						
補助対象事業	にじの会の運営						
補助対象経費	にじの会の運営にかかる経費(慶弔費、食糧費、宿泊を伴う視察費、積立金は除く)						
補助金額 又は補助率	定額()円	・	定率(/)	・	その他(予算で定めた額の範囲内)		
	上限額()				千円		

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		精神障害者家族会 にじの会	精神障害者家族会 にじの会	精神障害者家族会 にじの会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		726,106 円	656,372 円	665,361 円			
うち、補助対象経費		626,106 円	646,372 円	658,036 円			
財源内訳	市補助金②	50,000 円	8.0%	50,000 円	7.7%	50,000 円	7.6%
	一般財源	50,000 円	8.0%	50,000 円	7.7%	50,000 円	7.6%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	676,106 円		606,372 円		615,361 円	
	下記以外の資金(会費等)	158,224 円		118,736 円		155,572 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)						
繰越金	517,882 円		487,636 円		459,789 円		

当該団体の概要

団体等の名称	精神障害者家族会 にじの会	所在	三田市 三田市外
資本金等の額	円	主な財源(活動資金)	会費・補助金
構成員及び人数	31名	設立年月日	平成2年5月
主な活動内容	精神障害のある人の家族たちが、本人の疾病および障害の理解と対応について情報と気持ちとを共有し、本人が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らしていけるよう、様々な関係機関と連携を図りながら、研修会や啓発活動に取り組んでいる。		

補助金等名称	社会福祉団体補助金	担当課	障害福祉課
--------	-----------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	障害者の人権と健康、福祉の向上と福利厚生の実現を図ることを目的として設立された当事者団体であり、市民の福祉の向上に資する。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	障害者を取り巻く情勢は常に変化しており、障害サービスの受給者も年々増加していることから、真に必要な障害者施策を当事者と家族の声を聞きながら実施していく必要があり、障害者のニーズにもっとも理解が深い障害者団体を支援をしていくことは必要である。		10		
公平性(5点)	補助は身体障害、知的障害、精神障害の中心的な活動をしている団体に対して実施しているところだが、補助している団体以外に活動している団体もある。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	平成25年に要綱制定。要綱に基づき補助している。		5		
合計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 精神障害者の家族が会員同士または地域や関係者と情報を共有し連携していくことは障害者の福祉の向上に有意義なことであり、本補助金は団体運営補助から平成31年には事業補助に転換して補助を継続する。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 93

補助金等名称	アンテナショップ事業補助金			担当課	障害福祉課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費	目	障害者福祉総務費
	小事業	5	アンテナショップ事業補助事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障がいのあるひとの安心		(市の取り組み)		就労支援の推進			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	27年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市障害者授産製品等アンテナショップ事業補助金交付要綱
補助目的	障害者の授産活動の活性化、市民の障害者に対する理解および障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。
補助対象者	三田市障害者ワークチャレンジ事業実行委員会
補助対象事業	三田市役所内のアンテナショップにて実施する、授産製品の販売、啓発、情報収集と提供、市や企業、施設間の総合コーディネート
補助対象経費	人件費、需用費、役務費、備品購入費
補助金額 又は補助率	定額()円・定率(/)・その他(予算で定めた額の範囲内) 上限額()千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市障害者ワークチャレンジ事業実行委員会	三田市障害者ワークチャレンジ事業実行委員会	三田市障害者ワークチャレンジ事業実行委員会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,755,173円	1,510,292円	1,498,701円			
うち、補助対象経費		1,052,817円	971,626円	1,238,005円			
財源内訳	市補助金②	1,052,817円	100.0%	971,626円	100.0%	1,200,000円	96.9%
	一般財源	1,052,817円	100.0%	971,626円	100.0%	1,200,000円	96.9%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	702,356円		538,666円		298,701円	
	下記以外の資金(会費等)	4円		6円		34円	
その他収入(参加料・協賛金等)	326,686円		277,964円		298,667円		
繰越金	375,666円		260,696円				

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)				
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		開設日 167日 売上高 3,266,860円 交流人数 7,436人	開設日 141日 売上高 2,779,640円 交流人数 6,286人	開設日 132日 売上高 2,579,510円 交流人数(客数) 5,351人

補助金等名称	アンテナショップ事業補助金	担当課	障害福祉課
--------	---------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 本市の障害者理解を進め、障害者施設で働く障害者の工賃の向上、授産製品の販売促進支援のために平成26年2月～準備、平成27年度4月に新庁舎1階のロビーに週3日を目途にオープン(毎週月・火・水曜日、平成29年度からは、第2週の木・金曜日も開設)。運営は実行委員会が行い、市はスペースの無償貸与、支援員の人件費と備品費用を補助することとなったもの。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	本市の障害者理解を進め、障害者施設で働く障害者の工賃の向上、授産製品の販売促進となり、障害者福祉の向上に寄与している。		5		
必要性 (5点)	本市の障害者理解を進め、障害者施設で働く障害者の工賃の向上、授産製品の販売促進となり、障害者福祉の向上をさらに進めるため、補助は必要である。		5		
有効性 (5点)	開設日と交流人数の増により、授産製品や障害者の働く場としてPRになっている。		5		
公平性 (5点)	市内すべての障害者施設21カ所から実行委員会は構成されており、アンテナショップ部会を結成。定例の部会委員会でショップの運営や各事業所からの意見を聴取し、公平性を担保している。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	支援員の人件費、需用費、役員費、備品購入費が補助対象。	
	多くの障害者が障害者施設・事業所で福祉的就労として働いており、活動の一環として自主製品の開発及び販売を行っている。しかし、各事業所が個別に自主製品を販売しても、安定した受注を確保することは難しく、安定した販売場所として啓発活動を兼ねたアンテナショップを開設。開設から3年がたち、リピーターも増えるなど、障害者に対する理解を広げ、障害者の就労促進・自立生活の支援に寄与しており、補助は妥当。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 今後も継続して、アンテナショップの運営や新たな外部販路の開拓等、販売促進活動を実施するとともに、各障害者施設での活動を市民に紹介し障害者に対する理解を広げ深めるための啓発活動を実施していく。	I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	I: 継続 II: 見直し III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理 番号	94
----------	----

補助金等名称	障害者小規模通所援護事業費補助金			担当課	障害福祉課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費	目	障害者福祉費
	小事業	14	地域活動支援センター事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障がいのある人の安心		(市の取り組み)		生活支援の充実			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	【市単独・ <u>国県協調上乘せ有</u> ・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) H 1 8 年度	～ (終了) H 3 1 年度
補助根拠(法令・要綱等)	障害者総合支援法第77条・三田市障害者等地域生活支援事業実施要綱・三田市障害者等地域生活事業補助金交付要綱 三田市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱・三田市障害者小規模通所援護事業実施要綱	
補助目的	在宅の障害者等を事業所の通所により、創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するとともに、日常生活に必要な便宜を提供することによって、障害者の地域生活を支援することを目的とし、補助金を交付する。	
補助対象者	各地域活動支援センター	
補助対象事業	地域活動支援センターの運営	
補助対象経費	指導員等の人件費、旅費、需用費、役務費、使用料など	
補助金額 又は補助率	地域生活支援事業の地活センター機能強化費用(国1/2・県1/4)および県補助の基礎的補助事業として2/10 上限額() 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		8	10	10			
実施又は運営等に当たって要した費用①		80,788,946 円	106,250,285 円	100,898,182 円			
うち、補助対象経費		42,829,502 円	43,389,398 円	41,450,951 円			
財 源 内 訳	市補助金②	31,580,834 円	73.7% 32,375,253 円	74.6% 32,121,110 円	77.5%		
	一般財源	24,660,844 円	57.6%	25,675,287 円	59.2%	25,297,122 円	61.0%
	国・県費	6,919,990 円	16.2%	6,699,966 円	15.4%	6,823,988 円	16.5%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	49,208,112 円		73,875,032 円		68,777,072 円	
	下記以外の資金(会費等)	49,208,112 円		73,875,032 円		68,777,072 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	8事業所	10事業所	10事業所

補助金等名称	障害者小規模通所援護事業費補助金	担当課	障害福祉課
--------	------------------	-----	-------

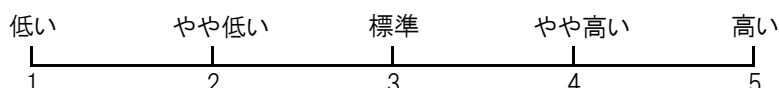
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 障害者総合支援法における地域生活支援事業(市町村が行う障害者等の自立した生活を送るために必要な事業)の一つで、国・県の実施要綱に基づく補助事業であり、また、県の地域活動支援センター基礎的事業実施要綱による県補助事業でもある。補助金等の手法が最も適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)	
公益性 (5点)	障害者の地域生活の参加と自立を推進し、障害者福祉の向上に寄与している。		5	5		
必要性 (5点)	障害者の地域生活を支援していく多様な受け皿の一つとして必要である。		5	5		
有効性 (5点)	事業所に対して補助することで、障害支援区分の認定になじまない障害者の参加を容易にしている。障害者の地域活動の参加と自立を推進するために有効である。		5	5		
公平性 (5点)	市外の地域活動支援センターを利用している利用者が通う事業所にも、割合に応じて補助しており、公平性を担保している。		5	5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由			国・県の補助要綱による。
	障害者総合支援法における地域生活支援事業の一つで、市では平成18年に要綱制定。補助割合は1/2を上回るが、国は市町村の運営補助を強く要請しており、補助金に代わる資金調達、現に利用している者の日中活動の場の確保も難しい。障害者の地域活動の参加と自立を推進するために、本補助事業を行うことは妥当である。		5	5		
合 計(25点満点)			25	25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 障害者の日中活動の場の一つである地域活動支援センターは、障害者の自立に向けた多様な地域生活を支援するために必要な場である。地域生活支援事業の補助事業でもあり、今後も補助を継続する。	<input checked="" type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 95

補助金等名称	心身障害者扶養共済制度掛金助成			担当課	障害福祉課	
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費
	目	16	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障がいのある人の安心 (市の取り組み)			生活支援の充実		

補助金等の概要

分類区分	扶助的補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	S 45 年度	～(終了) H 29 年度
補助根拠(法令・要綱等)	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例 三田市心身障害者扶養共済制度掛金助成規則	
補助目的	心身障害者扶養共済制度への継続加入促進、扶養者の負担を軽減し、心身障害者の福祉の増進することを目的としている。	
補助対象者	県条例第5条の規定に基づく心身障害者扶養共済制度の加入者	
補助対象事業		
補助対象経費	掛金	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(45歳未満加入 月750円、45歳以上加入 月1,600円 を上限)	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	22	22	23	
実施又は運営等に当たって要した費用①	1,253,400 円	1,253,400 円	1,429,900 円	
うち、補助対象経費	1,253,400 円	1,253,400 円	1,429,900 円	
財源内訳	市補助金②	150,000 円 12.0%	150,000 円 12.0%	165,050 円 11.5%
	一般財源	150,000 円 12.0%	150,000 円 12.0%	165,050 円 11.5%
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	1,103,400 円	1,103,400 円	1,264,850 円
	下記以外の資金(会費等)	1,103,400 円	1,103,400 円	1,264,850 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	45歳未満加入 6件 45歳以上加入 5件	45歳未満加入 6件 45歳以上加入 5件	45歳未満加入 7件 45歳以上加入 6件

補助金等名称	心身障害者扶養共済制度掛金助成	担当課	障害福祉課
--------	-----------------	-----	-------

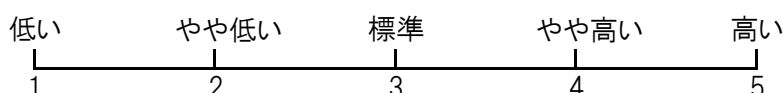
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 平成29年度で補助事業を廃止
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 96

補助金等名称	自動車改造費助成				担当課	障害福祉課
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費
	小事業	20	社会参加促進事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障がいのある人の安心		(市の取り組み)		生活支援の充実	

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	H 14 年度	～(終了) H 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	総合支援法第77条 三田市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱	
補助目的	身体障害者に対し、自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障害者の就労および行動範囲の拡大を図る	
補助対象者	身体障害者であり、自ら使用する車の操行・駆動装置等の改造をする必要があるもの。所得制限あり。	
補助対象事業	自動車の操行・駆動装置等の改造	
補助対象経費	改造に要した経費	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額 10万円 / 件)	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		3	3	5
実施又は運営等に当たって要した費用①		410,500 円	577,000 円	706,500 円
うち、補助対象経費		410,500 円	577,000 円	706,500 円
財源内訳	市補助金②	288,000 円 70.2%	300,000 円 52.0%	500,000 円 70.8%
	一般財源	288,000 円 70.2%	300,000 円 52.0%	254,385 円 36.0%
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 0.0%	245,615 円 34.8%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	122,500 円	277,000 円	206,500 円
	下記以外の資金(会費等)	122,500 円	277,000 円	206,500 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)				
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		3件	3件	5件

補助金等名称	自動車改造費助成	担当課	障害福祉課
--------	----------	-----	-------

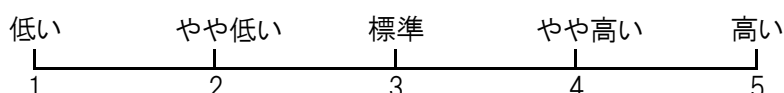
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 平成28年度からは地方交付税措置となっているが、もともとは障害者総合支援法における地域生活支援事業(市町村が行う障害者等の自立した生活を送るために必要な事業)の一つで、国・県の要綱に基づく補助事業であったため、補助金等の手法が最も適当である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	身体障害者に応じた車両改造費用の助成は、障害者の外出を促進し、就労支援や社会参加の促進など、自立した生活支援につながる。		5		
必要性 (5点)	身体障害者が行う車両の改造は、自ら運転して移動し、自立した生活を営むため必要であることから、社会参加を促進するための事業として必要性が高い。		5		
有効性 (5点)	障害者の外出を促進し、就労支援や社会参加の促進など、自立した生活に大きく寄与する。		5		
公平性 (5点)	身体障害者が自動車を運転するために不可欠な改造に対する助成である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(上限10万円) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	現にかかった費用か、上限額を助成。県内の市町の助成額とほぼ同額。	
	本補助事業はもともと障害者総合支援法における地域生活支援事業の一つで、三田市では平成14年に要綱を制定。県内の市町村が同様に実施している事業で、身体障害者の自立と社会生活拡大に大きく寄与しており、本補助事業を行うことは妥当である。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 自動車改造費助成は身体障害者の社会活動の拡大のために不可欠であり、今後も補助を継続する。	<input type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I : 継続 <input type="radio"/> II : 見直し <input type="radio"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	97
------	----

補助金等名称	福祉ホーム補助金			担当課	障害福祉課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費	目	障害者福祉費
	小事業	15	福祉ホーム事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障がいのあるひとの安心		(市の取り組み)		生活支援の充実			

補助金等の概要

分類区分	扶助的補助	【市単独・ 国県協調上乘せ有 ・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	18年度	～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	総合支援法第77条 三田市障害者等地域生活支援事業補助金交付要綱 三田市福祉ホーム事業実施要項	
補助目的	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、障害者の地域生活を支援することを目的とする。	
補助対象者	精神科病院等を運営する非営利法人で市の指定を受けたもの	
補助対象事業	福祉ホームの運営	
補助対象経費	指導員等の給料等、需用費、修繕費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	
補助金額 又は補助率	定額()円・定率(/)・その他(基準月額22,760円×対象延入居人数) 上限額() 千円	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付先	医療法人 山西会 宝塚三田病院	医療法人 山西会 宝塚三田病院	医療法人 山西会 宝塚三田病院	
実施又は運営等に当たって要した費用①	5,878,634 円	5,728,519 円	5,668,384 円	
うち、補助対象経費	5,194,483 円	5,142,773 円	5,190,799 円	
財源内訳	市補助金②	1,365,600 円 26.3%	1,365,600 円 26.6%	773,840 円 14.9%
	一般財源	763,371 円 14.7%	770,130 円 15.0%	393,702 円 7.6%
	国・県費	602,229 円 11.6%	595,470 円 11.6%	380,138 円 7.3%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%
	国・県補助金③		910,204 円	1,023,204 円
	自己資金④	4,513,034 円	3,452,715 円	3,871,340 円
	下記以外の資金(会費等)	4,513,008 円	3,452,693 円	3,867,614 円
その他収入(参加料・協賛金等)	26 円	22 円	3,726 円	
繰越金				

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	5人	5人	5人
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	5人	5人	4人

補助金等名称	福祉ホーム補助金	担当課	障害福祉課
--------	----------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 障害者総合支援法における地域生活支援事業(市町村が行う障害者等の自立した生活を送るために必要な事業)の一つで、国・県の要綱に基づく補助事業となっており、現行の手法が最も適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	住居の確保が難しい精神障害者の生活の場であり、福祉の向上に寄与している。		5		
必要性 (5点)	住居の確保が難しい精神障害者のための多様な受け皿の一つとして、福祉ホームへの補助は必要である。		5		
有効性 (5点)	事業者に対して助成することで、低所得者の入居を容易にし、障害者の社会生活を支援する方策として有効である。		5		
公平性 (5点)	入居者からの負担金も徴収。対象の月の入居人数に合わせて補助している。同じ性質の補助としては共同生活援助(グループホーム)の家賃補助制度がある。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	本補助事業は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施しており、三田市では平成18年10月に要綱制定。障害者の地域生活を支援するために、本補助事業を行うことは妥当である。		5		
合計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 福祉ホーム事業は地域生活支援事業の補助事業であり、自宅での生活が困難な障害者のための施設で、入居を支援、施設運営の適正化のため補助を継続していく。	評価の確認(2次評価) <input type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 <input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 98

補助金等名称	三田市介護支援専門員等支援事業			担当課	介護保険課			
予算科目	会計	介護保険特別会計	款	地域支援事業費	項	地域支援事業費	目	包括的支援事業・任意事業費
	小事業	10	住宅改修支援事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の安心		(市の取り組み) (7)介護保険制度の適切な運営					

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有 国県協調上乘せ無 】・【地域対象】
補助期間(開始)	15年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市住宅改修支援事業補助金交付要綱
補助目的	介護保険制度においてより充実した介護支援業務等の促進に資する。
補助対象者	居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対して、介護保険サービスにおける住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した居宅介護支援事業所
補助対象事業	居宅介護支援に提供を受けていない要介護者又は要支援者に対して、介護保険サービスにおける住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した居宅介護支援事業所に対して、1件当たり2,100円を支給する。
補助対象経費	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請に係る理由書作成に要する経費
補助金額 又は補助率	定額(2,100)円/件・定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		ハッピーライフ居宅介護支援事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 三田	サンウエスト老人介護支援センター・かのん居宅介護支援事業所・聴話居宅介護支援事業所			
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,100円	2,100円	6,300円			
うち、補助対象経費		2,100円	2,100円	6300円			
財源内訳	市補助金②	2,100円	100.0%	2,100円	100.0%	6,300円	100.0%
	一般財源	409円	19.5%	409円	19.5%	1,228円	19.5%
	国・県費	1,228円	58.5%	1,228円	58.5%	3,685円	58.5%
	その他	463円	22.0%	463円	22.0%	1,387円	22.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金						

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	予算の範囲内において積極的な活用を期待する。(13件分)	予算の範囲内において積極的な活用を期待する。(13件分)	予算の範囲内において積極的な活用を期待する。(13件分)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	1件分活用。	1件分活用。	3件分活用。

補助金等名称	三田市介護支援専門員等支援事業	担当課	介護保険課
--------	-----------------	-----	-------

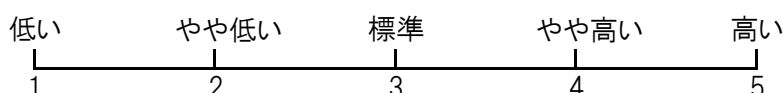
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市が委託により運営する高齢者相談窓口においても同様のサービスの提供を受けることは可能であるが、他の民間事業者においてもサービス提供体制を整えることにより、サービス利用の利便性を高めるとともに高齢者の在宅生活を支援する。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市民生活の福祉、利便性の向上に寄与するものであり、介護保険事業計画の内容とも整合するものであり、公益性は高い。		5		
必要性 (5点)	介護サービスの提供基盤を整備し、利用者のニーズに合った選択性を確保する観点から継続の必要性は高い。		5		
有効性 (5点)	在宅生活の継続を目的として住宅改修を行おうとするサービス利用者の多くは他の介護保険サービスも利用しており、既に居宅介護支援を受けているケースが大半であることから、利用件数は少ない。		3		
公平性 (5点)	当該制度の運営により、利用者のニーズに応じて居宅介護支援事業者を選択できるようになることから、公平性が担保されるものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(2,100円/件)	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助金額は国の旧要綱に基づく妥当な水準である。(他市も同等の水準) 交付金額の内、市の負担(一般財源)分は、介護保険制度により19.25%と定まっている。			5	
合 計(25点満点)			23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 介護サービス提供基盤を充実させる観点から継続が必要である。	<input type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理
番号 99

補助金等名称	三田市地域介護拠点整備費等交付金事業			担当課	介護保険課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費	目	高齢者福祉総務費
	小事業	15	地域介護拠点整備補助事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の安心		(市の取り組み) (7)介護保険制度の適切な運営					

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【市単独・国県協調上乗せ有・ 国県協調上乗せ無 】・【地域対象】
補助期間(開始)	28年度～(終了) 31年度	
補助根拠(法令・要綱等)	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱、三田市地域介護拠点整備費補助金交付要綱	
補助目的	民間法人等が三田市内で行う地域介護拠点施設等の開設準備に要する経費を補助することにより、三田市の社会福祉施設等の整備促進を図ることを目的とする。	
補助対象者	市内で地域介護拠点の整備、運営を行う民間法人等	
補助対象事業	地域密着型サービス等の整備、介護施設等の合築等、空き家を活用した地域密着型サービス施設の整備、既存施設の改修等	
補助対象経費	施設等の整備費、施設等の開設の準備に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(県要綱に準じて対象事業ごとに基準額を定める) 千円	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	2	1	0	
実施又は運営等に当たって要した費用①	5,902,000円	5,807,000円	0円	
うち、補助対象経費	5,902,000円	5,807,000円	0円	
財源内訳	市補助金②	5,902,000円 100.0%	5,807,000円 100.0%	0円 #DIV/0!
	一般財源	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 #DIV/0!
	国・県費	5,902,000円 100.0%	5,807,000円 100.0%	0円 #DIV/0!
	その他	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0円	0円	0円
	自己資金④	0円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等)	0円	0円	0円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円	0円	0円
繰越金	0円	0円	0円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	予算の範囲内において適正な執行を期待する。	予算の範囲内において適正な執行を期待する。	予算の範囲内において適正な執行を期待する。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	5,902,000円	5,807,000円	0

補助金等名称	三田市地域介護拠点整備費等交付金事業	担当課	介護保険課
--------	--------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 県要綱において、補助対象は補助対象事業を実施する事業者に補助を行う市町と規定されており、地域介護拠点の整備を推進するためには、不可欠である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	地域介護拠点の整備を推進するためには不可欠であり、介護保険事業計画の内容とも整合しており、公益性は高い。		5		
必要性 (5点)	利用者ニーズに合った介護サービスの提供基盤の整備を推進する観点から継続の必要性は高い。		5		
有効性 (5点)	地域介護拠点の基盤整備を推進するためには、事業の運営を行う事業者への支援は有効性が高い。		5		
公平性 (5点)	地域介護拠点の運営事業者の選定にあたっては、介護保険事業計画に基づき公募による事業者選定を行っていることから、公平性が担保されている。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(県要綱に準じる) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	当該補助金の財源は、全額県の地域介護拠点整備補助事業である。			5	
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 県要綱に基づく補助金であり、地域介護拠点の整備を推進するためには不可欠である。	<input type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I : 継続 <input type="radio"/> II : 見直し <input type="radio"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 100

補助金等名称	三田市地域介護・福祉空間整備等交付金事業				担当課	介護保険課
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	高齢者福祉費
	目	高齡者福祉費	高齡者福祉総務費			
予算科目	小事業	15	地域介護拠点整備補助事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 高齢者の安心		(市の取り組み) (7)介護保険制度の適切な運営			

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【市単独・国県協調上乘せ有・ 国県協調上乘せ無 】・【地域対象】
補助期間(開始)	28年度	～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱(国要綱)、三田市地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱	
補助目的	地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献活動等を支援する施設などの整備を推進する。	
補助対象者	既存の社会福祉施設等を運営する事業者	
補助対象事業	既存の社会福祉施設等の防災設備等の整備	
補助対象経費	防災設備等の改修に掛かる経費	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(国要綱に準じて定める) 千円	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	2	3	0	
実施又は運営等に当たって要した費用①	138,240 円	7,419,600 円	0 円	
うち、補助対象経費	138,000 円	4,960,800 円	0 円	
財源内訳	市補助金②	138,000 円 100.0%	2,480,000 円 50.0%	0 円 #DIV/0!
	一般財源	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!
	国・県費	138,000 円 100.0%	2,480,000 円 50.0%	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	240 円	4,939,600 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	240 円	4,939,600 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	予算の範囲内において適正な執行を期待する。(補正対応等検討)	予算の範囲内において適正な執行を期待する。(補正対応等検討、2事業所分)	予算の範囲内において適正な執行を期待する。(補正予算、3事業所分)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	2事業所	3事業所	0

補助金等名称	三田市地域介護・福祉空間整備等交付金事業	担当課	介護保険課
--------	----------------------	-----	-------

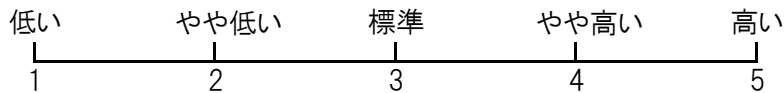
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 国要綱において、補助対象は補助対象事業を実施する事業者に補助を行う市町村と規定されており、社会福祉施設等の防災機能の強化を推進するためには、不可欠である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	地域包括ケアシステムの中核を担う社会福祉施設等の防災機能の強化を図るための補助金であり、公益性は高い。		5		
必要性 (5点)	地域生活の安全・安心の向上を図る観点から継続の必要性は高い。		5		
有効性 (5点)	社会福祉施設等の防災機能の強化を推進するためには、事業の運営を行う事業者への支援は有効性が高い。		5		
公平性 (5点)	地域包括ケアシステムの中核を担う社会福祉施設等に対する支援であり、公平性は高い。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(国要綱に準じる) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	当該補助金の財源は、全額国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金である。			5	
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 国要綱に基づく補助金であり、地域社会福祉施設の防災機能の強化を推進するためには不可欠である。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	101																
補助金等名称	健康推進員活動事業補助金																
担当課	健康増進課																
予算科目	<table border="1"> <tr> <td>会計</td> <td>一般会計</td> <td>款</td> <td>衛生費</td> <td>項</td> <td>保健衛生費</td> <td>目</td> <td>保健衛生総務費</td> </tr> <tr> <td>小事業</td> <td>11</td> <td colspan="6">健康推進員活動事業費</td> </tr> </table>	会計	一般会計	款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費	小事業	11	健康推進員活動事業費					
会計	一般会計	款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費										
小事業	11	健康推進員活動事業費															
総合計画施策体系	(取り組み目標) 健康づくり (市の取り組み) (5)その他																

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市健康推進員活動事業費補助金交付要綱
補助目的	健康推進員の活動支援を行うことにより、地域ぐるみの健康づくり事業の定着化を図るもの
補助対象者	三田市健康推進員地区代表者(16地区)
補助対象事業	三田市健康推進員が実施する各種健康づくり事業
補助対象経費	上記事業に係る①謝礼②交通費③印刷費・消耗品費④切手・はがき代⑤会場使用料⑥備品購入費⑦その他市長が認める経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(50,000円/地区)

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		15	16	16			
実施又は運営等に当たって要した費用①		766,304 円	746,155 円	734,107 円			
うち、補助対象経費		766,304 円	746,155 円	734,107 円			
財源内訳	市補助金②	602,131 円	78.6%	625,216 円	83.8%	597,679 円	81.4%
	一般財源	602,131 円	78.6%	625,216 円	83.8%	597,679 円	81.4%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	164,173 円		120,939 円		136,428 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	164,173 円		120,939 円		136,428 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	全地区(16地区)において、各種健康づくり事業を実施する	全地区(16地区)において、各種健康づくり事業を実施する	全地区(16地区)において、各種健康づくり事業を実施する	全地区(16地区)において、各種健康づくり事業を実施する
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	全地区(16地区)において、各種健康づくり事業が実施されている	全地区(16地区)において、各種健康づくり事業が実施されている	全地区(16地区)において、各種健康づくり事業が実施されている	全地区(16地区)において、各種健康づくり事業が実施されている

補助金等名称	健康推進員活動事業補助金	担当課	健康増進課
--------	--------------	-----	-------

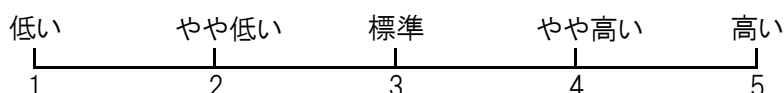
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	第2次健康さんだ21計画(健康増進計画)に定める、「市民の健康を支え、守る環境づくり」の実現のためには、地域における健康づくりの担い手である健康推進員の主体的、積極的な活動が重要であり、市民と協働で健康づくりを推進するためには、同事業に対する補助金の交付が手法として適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	健康推進員は、市民が主体になり地域に密着した健康づくりを推進することを目的として設置(原則各自治区1名 全213名)。第4次総合計画に掲げる「住民による健康づくりの取り組みをサポートし、健康意識の高揚を図ります。」の中核となる事業。市内全地区で健康推進員が啓発活動や健康づくり活動を実施し、幅広い年齢層の市民が参加されている。		5	5	
必要性 (5点)	市が委嘱した健康推進員の活動であり、市が補助すべき活動である。今後急激な高齢化が予想される三田市において、市民の自主的な健康づくり、健康意識の向上は不可欠であり、地域に密着した健康推進員活動の必要性、重要性は今後益々高まる。		5	5	
有効性 (5点)	限られた補助金を有効に活用し、市内全地区において健康推進員が各種健康づくり事業(健康ウォーキング、健康料理教室、健康講話、等)を展開することができている。		4	4	
公平性 (5点)	市内各地区において健康推進員が様々な健康づくり事業を実施するなど活躍中である。実施回数及び事業参加者数等について、やや地区間の差のみられるが、市内全ての地区で活動が展開されている。		4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	三田市健康推進員は、健康づくりの推進のため、三田市健康推進員設置要綱 第2条に基づく市長の委嘱により設置されたものであることから、活動経費については市で負担する必要がある。	
	三田市健康推進員は、健康づくりの推進のため、三田市健康推進員設置要綱 第2条に基づく市長の委嘱により設置されたものであり、その活動経費は同要綱第9条により、市補助金等をもってあてると定めている。同事業の補助金交付要綱において、補助対象経費及び上限額(=1地区あたり5万円)を定めている。なお健康推進員は健康料理教室等の参加者負担金以外の自主財源を持たない。		5	5	
合 計(25点満点)			23	23	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 今後、急激な高齢化が予想される本市において、市民の自主的な健康づくり、健康意識の向上は不可欠であり、地域に密着した健康推進員の活動が益々重要となるため、活動補助の継続が必要。	<input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	<input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 102

補助金等名称	三田市特定不妊治療費助成事業			担当課	健康増進課			
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	保健衛生費	目	母子衛生費
	小事業	6	特定不妊治療費助成事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) 6)子育てに要する経済的な負担の軽減					

補助金等の概要	
分類区分	扶助的補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	27年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市特定不妊治療費助成事業実施要綱
補助目的	不妊に悩む夫婦の経済的な負担軽減を図り、次世代育成を支援するため、特定不妊治療に要する経費の一部について、県の助成に市が加算して助成する。
補助対象者	特定不妊治療期間及び申請日に三田市に住民票を有する、法律上の婚姻をしている夫婦
補助対象事業	県要綱の規定による体外受精又は顕微授精のうち助成対象となる治療
補助対象経費	助成対象となる治療費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額 治療1回当たり 50 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		133		110		73	
実施又は運営等に当たって要した費用①		10,675,853 円		9,265,608 円		5,825,342 円	
うち、補助対象経費		10,675,853 円		9,265,608 円		5,825,342 円	
財源内訳	市補助金②	10,675,853 円	100.0%	9,265,608 円	100.0%	5,825,342 円	100.0%
	一般財源	10,675,853 円	100.0%	9,265,608 円	100.0%	5,825,342 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	補助を行うことにより、経済的負担を軽減する。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減する。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減する。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	補助を行うことにより、経済的負担を軽減している。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減している。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減している。

補助金等名称	三田市特定不妊治療費助成事業	担当課	健康増進課
--------	----------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 特定不妊治療は、治療に係る経済的負担が重く、十分な治療を受けることができず子どもを産むことを諦めざるを得ない夫婦も少なくないと言われており、治療費の補助は次世代育成の機会を増やすために必要である。県の助成制度に上乘せする手法は適切であり、また平成30年度から上限額を10万から5万円、助成対象となる治療の範囲を縮小する等、歳出抑制に踏み切り、市民への説明を重ねながら制度の堅実な実施を図っている。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	個人の負担軽減にかかるものであるが、不妊治療は人口増につながり、ひいては社会全体に資するものとなる。		3		
必要性 (5点)	特定不妊治療は費用が高額になることも多く、経済的な理由から十分な治療を受けられない場合があるため、不妊に悩む夫婦の経済的な負担軽減と、次世代育成のために必要である。		5		
有効性 (5点)	費用が高額な中で、治療を希望する当事者が実際に治療することを選択しやすくするためには、補助による経済的支援は有効である。		4		
公平性 (5点)	不妊治療を行う夫婦を対象とした補助金であるが、不妊に悩む市民への支援の必要性が高い。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限50千円)	a以外の補助率等を採用する理由	県の助成制度及び県下の状況等を参考に、スマートセレクトの機会に制度の見直しを行い、金額を改定した。	
	県下の状況と治療費の現状等を確認しつつ、今後も助成額の増減について検討をしていく必要がある。		5		
合 計(25点満点)			21		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
○ I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) H28年度の行政評価委員会による外部評価において「有効でありさらに発展させるべき」と評価を受けており、事業の意義や社会情勢を鑑みると、今後も助成を継続する必要があるが、本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成30年度の助成制度見直しを行った。今後、3年を目途に再度見直しを行うこととしている。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理 番号	103
----------	-----

補助金等名称	三田市妊婦健康診査費助成事業			担当課	健康増進課			
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	保健衛生費	目	母子衛生費
	小事業	5	妊婦健康診査助成事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) (6)子育てに要する経済的な負担の軽減					

補助金等の概要

分類区分	扶助的補助	【(市単独) 国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 年度	～ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市妊婦健康診査費助成事業実施要綱	
補助目的	妊婦が健やかな妊娠期を過ごし、積極的に健診を受診することができるよう、妊婦健康診査費を助成する。	
補助対象者	妊婦健診受診時に住民登録があり、妊婦健康診査費助成券を使用しなかった妊婦	
補助対象事業	医療機関等で実施する医療保険適用外の妊婦健診のうち、定期検査等を含む検査	
補助対象経費	対象事業の健診及び検査にかかる医療費	
補助金額 又は補助率	定額()円 上限額 85	定率(/) 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		235	281	454			
実施又は運営等に当たって要した費用①		5,528,812 円	6,095,780 円	8,073,668 円			
うち、補助対象経費		5,528,812 円	6,095,780 円	8,073,668 円			
財 源 内 訳	市補助金②	5,528,812 円	100.0%	6,095,780 円	100.0%	8,073,668 円	100.0%
	一般財源	5,528,812 円	100.0%	6,095,780 円	100.0%	8,073,668 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	補助を行うことにより、経済的負担を軽減する。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減する。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減する。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減する。
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	補助を行うことにより、経済的負担を軽減している。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減している。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減している。	補助を行うことにより、経済的負担を軽減している。

補助金等名称	三田市妊婦健康診査費助成事業	担当課	健康増進課
--------	----------------	-----	-------

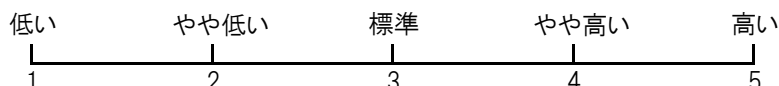
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 本事業は、①助成券方式(兵庫県内の委託医療機関等での健診)、②償還払い方式、の2通りで対応している。本補助金事業が該当する償還払い方式については、県外など委託医療機関以外で受診した場合や助成券が利用できなかった場合の対応策として、実施が必要、適切である。なお、平成27年度に助成額を増額した際、償還払いでの対応としたため27年度は件数が増加していた。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	妊婦が適切な時期に妊婦健診を受診することは、妊娠時の異常の早期発見や早産など出生時の異常を予防し、安全で安心できる出産につながるため。		3	4	公益性はより高いと考えられる。
必要性 (5点)	出産年齢の上昇等で健康管理がより重要な妊婦が増加傾向にあり、経済的な理由等で健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保のうえで、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性が高まっているとの国の提言がある。		5	5	
有効性 (5点)	妊婦健康診査費助成券を使用して受診する場合と、同等の効果及び有効性を見込める。		5	5	
公平性 (5点)	妊婦健康診査費助成券を使用して受診する場合と、同等の効果及び公平性を見込める。		4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限85,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	厚生労働省が示す妊婦健診についての望ましい基準においては、妊婦一人当たり14回程度の費用負担を通知、助言しているところである。市民病院等の健診費用等から、助成額を算出している。	
	上限額については、今後増額も視野に入れた検討を行う必要がある。			4	4
合 計(25点満点)			21	22	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) Ⅰ:継続 Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止 (具体的内容) 市内の医療機関の健診費用や近隣市町の助成状況などに鑑み、妊婦健診の助成を継続する必要がある。	➡	評価の確認(2次評価) Ⅰ:継続 Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 Ⅰ:継続 Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止
---	---	--	---	--------------------------------------

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 104

補助金等名称	三田市予防接種費助成金				担当課	健康増進課
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	保健衛生費
	小事業	10	定期接種			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 健康づくり		(市の取り組み)		(4)感染症対策の充実	

補助金等の概要

分類区分	扶助的補助	【市単独 国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 年度	～ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市予防接種費助成金交付要綱	
補助目的	予防接種法及び予防接種法施行令の規定で行う、A類定期予防接種(4種混合、2種混合、ポリオ、麻しん風しん混合、麻しん又は風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス、ヒブ、小児肺炎球菌、BCG、水痘、B型肝炎)を、市の委託していない医療機関等で受けた場合、その接種に要した費用を助成する。	
補助対象者	やむを得ない理由等で市外医療機関等でA類定期予防接種を受けた者。	
補助対象事業	A類定期予防接種	
補助対象経費	A類定期予防接種の接種にかかる費用	
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(/) ・ その他()
	上限額(予防接種毎に設定)	千円

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	14	20	21	
実施又は運営等に当たって要した費用①	397,384 円	774,962 円	502,268 円	
うち、補助対象経費	397,384 円	774,962 円	502,268 円	
財源内訳	市補助金②	397,384 円 100.0%	774,962 円 100.0%	502,268 円 100.0%
	一般財源	397,384 円 100.0%	774,962 円 100.0%	502,268 円 100.0%
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	0 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	0 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	市が委託した医療機関において接種した場合と同等の効果が得られること。	市が委託した医療機関において接種した場合と同等の効果が得られること。	市が委託した医療機関において接種した場合と同等の効果が得られること。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	市が委託した医療機関において接種した場合と同等の効果が得られている。	市が委託した医療機関において接種した場合と同等の効果が得られている。	市が委託した医療機関において接種した場合と同等の効果が得られている。

補助金等名称	三田市予防接種費助成金	担当課	健康増進課
--------	-------------	-----	-------

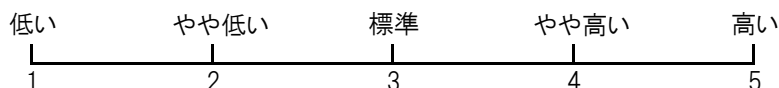
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 本補助金の該当となるA類定期予防接種は、予防接種法及び予防接種法施行令において市が実施することを定められたものである。対象者の利便性の向上と、感染症対策の充実及び子育て家庭への経済的負担軽減のため、委託医療機関での接種ができない場合に、同事業に対する補助金の交付は適当である。
不適切	

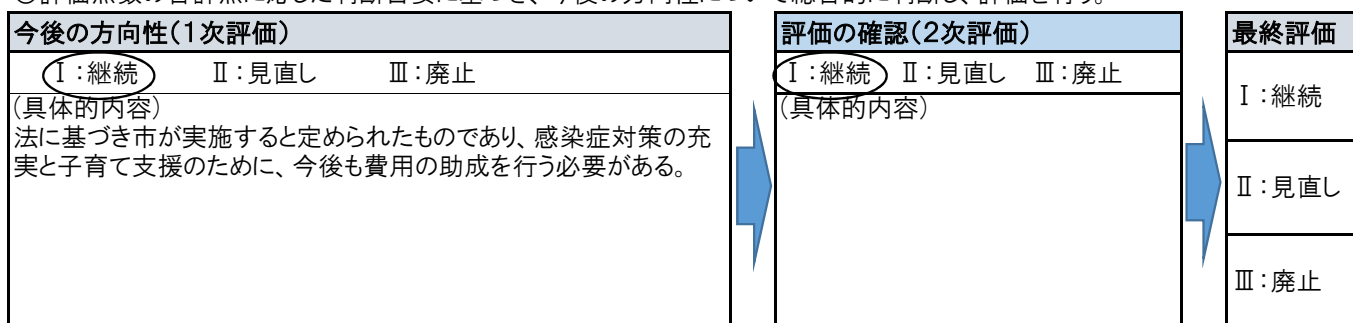
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	感染症対策の充実と、子育て支援のために、必要なものである。			5	5	
必要性 (5点)	A類定期予防接種は、法に基づき市が実施すると定められたものである。			5	5	
有効性 (5点)	委託医療機関で接種する場合と、同等の効果及び有効性を見込める。			5	5	
公平性 (5点)	委託医療機関で接種する場合と、同等の効果及び公平性を見込める。			5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限は予防接種毎に定めた額)	a以外の補助率等を採用する理由	定期予防接種の種類により、ワクチン単価と三田市定期接種委託契約額から上限額を算定している。		
	毎年、ワクチン契約単価の改定に伴い上限額の見直しを図っている。			5	5	
合 計(25点満点)				25	25	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

						整理番号	105
補助金等名称				女性特有のがん検診推進事業費助成事業		担当課	健康増進課
予算科目	会計	一般会計	款	衛生費	項	保健衛生費	目
	小事業	11	女性ガン検診				
総合計画施策体系		(取り組み目標)	健康づくり	(市の取り組み)	(5)その他		

補助金等の概要	
分類区分	扶助的補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ～ (終了) 3 1 年度
補助根拠(法令・要綱等)	女性がん検診事業実施要領
補助目的	女性がん(乳がん・子宮頸がん)検診の普及・啓発を目的に実施する無料クーポン事業(国庫補助事業)の補完事業として実施
補助対象者	女性がん検診について、検診無料クーポンの対象者であるが、クーポン発行前(8月まで)に検診を受診した者
補助対象事業	女性がん検診事業
補助対象経費	女性がん検診受診に係る自己負担金相当額(無料クーポンと同様)
補助金額 又は補助率	定額(400・1300・1900)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額()

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付件数		12	42	51			
実施又は運営等に当たって要した費用①		9,300 円	53,900 円	47,300 円			
うち、補助対象経費		9,300 円	53,900 円	47,300 円			
財源内訳	市補助金②	9,300 円	100.0%	53,900 円	100.0%	47,300 円	100.0%
	一般財源	9,300 円	100.0%	53,900 円	100.0%	47,300 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	無料クーポン事業の廃止に伴い償還金も廃止	無料クーポン事業と同様の助成を実施	無料クーポン事業と同様の助成を実施	無料クーポン事業と同様の助成を実施
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	無料クーポン事業と同様の助成を12件実施	無料クーポン事業と同様の助成を42件実施	無料クーポン事業と同様の助成を51件実施	

補助金等名称	女性特有のがん検診推進事業費助成事業	担当課	健康増進課
--------	--------------------	-----	-------

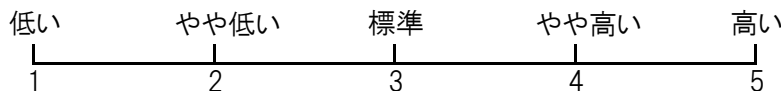
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の普及・啓発を目的として実施する無料クーポン事業(国庫補助事業)の補完事業として、検診無料クーポンの対象者であるが、クーポン発行前に検診を受診した者に対してクーポン利用者と同様に自己負担額を助成するため。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性(5点)	女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の普及啓発を目的として実施する無料クーポン事業(国庫補助事業、7月～8月にクーポン発送)の補完事業であり、女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の普及啓発に資する。		5		
必要性(5点)	女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の普及啓発を目的として実施する無料クーポン事業(国庫補助事業、7月～8月にクーポン発送)の補完事業であり、クーポン利用者と同じ助成をする必要がある。		5		
有効性(5点)	女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の普及啓発を目的として実施する無料クーポン事業(国庫補助事業、7月～8月にクーポン発送)の補完事業であり、女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の受診率向上に効果がある。		5		
公平性(5点)	女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の普及啓発を目的として実施する無料クーポン事業(国庫補助事業、7月～8月にクーポン発送)の補完事業であり、クーポン利用者との公平を保てる。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外(10/10) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(400、1300、1900円)	a以外の補助率等を採用する理由	女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の普及啓発を目的として実施する無料クーポン事業(国庫補助事業、7月～8月にクーポン発送)の補完事業であるためクーポンと同額を助成。	
	女性が(乳がん・子宮頸がん)検診の普及啓発を目的として実施する無料クーポン事業(国庫補助事業、7月～8月にクーポン発送)の補完事業であるため		5		
合計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 無料クーポン事業の廃止に伴い償還金も廃止する	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	106
----------	-----

補助金等名称	葬祭給付金				担当課	国保医療課
予算科目	会計	国民健康保険事業特別会計	款	保険給付費	項	葬祭諸費
	小事業	2327	葬祭給付金			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	生活の支援	(市の取り組み)	その他		

補助金等の概要	
分類区分	扶助的補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	国民健康保険法第58条、三田市国民健康保険条例第12条
補助目的	三田市国民健康保険被保険者の死亡に際し、喪主に対する給付を行うことで葬儀費用負担軽減を図る。
補助対象者	三田市国民健康保険被保険者の葬祭を執り行った者(喪主)
補助対象事業	三田市国民健康保険被保険者の葬祭を執り行った者(喪主)に対し、50,000円の支給を行う。
補助対象経費	葬祭執行に係る費用
補助金額 又は補助率	定額50,000円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		国民健康保険被保険者の葬祭を執り行った者(喪主)		国民健康保険被保険者の葬祭を執り行った者(喪主)		国民健康保険被保険者の葬祭を執り行った者(喪主)	
実施又は運営等に当たって要した費用①		5,550,000円		5,550,000円		6,350,000円	
うち、補助対象経費		5,550,000円		5,550,000円		6,350,000円	
財源内訳	市補助金②	5,550,000円	100.0%	5,550,000円	100.0%	6,350,000円	100.0%
	一般財源		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他	5,550,000円	100.0%	5,550,000円	100.0%	6,350,000円	100.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	前年度並み支給件数	前年度並み支給件数	前年度並み支給件数
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	支給件数 111件	支給件数 111件	支給件数 127件

補助金等名称	葬祭給付金	担当課	国保医療課
--------	-------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	葬祭費の支給により、国保加入者の死亡に係る喪主の経済的負担を軽減するものであり、補助金等の手法が適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	国保特別会計で実施している事業である。国保加入者全ての死亡が対象であり、多くの市民に還元され、公益性がある。葬祭費の支給を行うことで、費用負担の大きさから葬儀を行うことができないようなケースを減らすことができる。		5		
必要性 (5点)	葬儀には一時的に多くの費用がかかるため、経済的負担軽減の必要がある。国民健康保険法で、「保険者は被保険者の死亡に関し葬祭費の支給を行うものとする。」とされており、市は保険者として支給する必要がある。		5		
有効性 (5点)	葬祭費を支給することで、喪主の経済的負担を軽減している。		5		
公平性 (5点)	国民健康保険被保険者が死亡した際、その葬儀を行った喪主に対し、申請に基づき支給している。国保以外の人には、健康保険、公務員共済、後期高齢者連合などの制度にも法律に基づく同様の制度があり、公平性に問題はない。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(50,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	5	葬儀費用は、各家庭により大きく異なるため、他市状況を参考に定額給付を採用。県下でもほとんどの市町が本市と同額。なお、協会健保、共済組合、後期高齢者連合も給付額は50,000万円である。
	葬祭費の給付は国民健康保険法に基づく市条例により行っている。国民健康保険条例第12条「被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円支給する。」				
合 計(25点満点)			25	0	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 国保財政の県単位化に伴い、平成30年度以降は、兵庫県の国保運営方針に従って各市が葬祭給付を支給するため、市町単独で制度を見直すことではない。	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	107
補助金等名称	人間ドック受診費助成事業
担当課	国保医療課
予算科目	会計 一般会計 款 衛生費 項 保健衛生費 目 予防費
小事業	2923 後期高齢者医療人間ドック受診費用助成事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標) 健康づくり (市の取り組み) 各種健康診査と事後指導の充実・健康増進のための啓発の充実

補助金等の概要	
分類区分	扶助的補助 【市単独・国県協調上乗せ有 国県協調上乗せ無 ・地域対象】
補助期間(開始)	平成24年度 ~ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市後期高齢者医療人間ドック受診費用の助成に関する要綱
補助目的	後期高齢者医療被保険者の健康づくり意識の高揚及び生活習慣病の予防と早期発見を図り、被保険者の健康の保持増進に寄与する。
補助対象者	三田市後期高齢者医療制度の被保険者 ※保険税完納かつ基本健診未受診
補助対象事業	後期高齢者医療被保険者の人間ドックにかかる費用の一部を助成する
補助対象経費	人間ドックに要する自己負担額
補助金額 又は補助率	人間ドックに要する自己負担額の2分の1 上限20,000円 ※本助成の他から補助を受けた場合は、補助された額を除いた額を自己負担額とする

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		後期高齢者医療被保険者		後期高齢者医療被保険者		後期高齢者医療被保険者	
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,494,700 円		1,056,900 円		987,300 円	
うち、補助対象経費		1,494,700 円		1,056,900 円		987,300 円	
財源内訳	市補助金②	1,494,700 円	100.0%	1,056,900 円	100.0%	987,300 円	100.0%
	一般財源		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他	1,494,700 円	100.0%	1,056,900 円	100.0%	987,300 円	100.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	人間ドックの受診件数の前年比増	人間ドックの受診件数の前年比増	人間ドックの受診件数の前年比増
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	受診件数 81件	受診件数 59件	受診件数 57件

補助金等名称	人間ドック受診費助成事業	担当課	国保医療課
--------	--------------	-----	-------

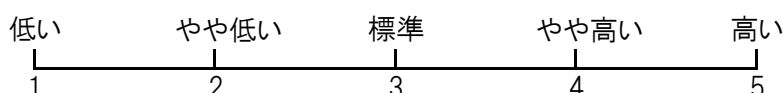
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 被保険者が医療機関で人間ドック受診した自己負担額の一部を助成するものである。人間ドックの制度は、各医療機関で実施し、被保険者がその費用を医療機関に支払う方法をとるため対象被保険者への補助金の手法が最も適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	被保険者の健康づくり意識の高揚及び生活習慣病の予防や早期発見により、健康の保持増進に寄与している。		5		
必要性 (5点)	人間ドックの補助を実施し、受診者を増加させることは、生活習慣病の早期発見や予防になり、被保険者の健康維持、疾病予防、重症化防止及び医療費の増加抑制のため、保険者として補助が必要である。		5		
有効性 (5点)	人間ドックの費用の一部を助成することで、人間ドックの受診件数は年々増加しているため有効性は高いものである。		5		
公平性 (5点)	一定の要件を満たす後期高齢者医療被保険者が、人間ドックを受診した際、申請に基づき支給を行っている。なお、国保・後期以外の社会保険においても各保険者で同様の補助があり公平性の点から必要である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	「三田市後期高齢者者医療人間ドック受診費用の助成に関する要綱」に基づき補助を実施し、補助対象経費に占める補助金額の割合は2分の1以下となっており、適切で妥当な補助内容となっている。 また、被保険者の健康増進のため国を通じて兵庫県後期高齢者医療広域連合より助成を受け実施している制度である。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 被保険者の健康づくり意識の高揚や生活習慣病の予防、早期発見を図り、医療費削減のため、交付を継続する。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	108
補助金等名称	人間ドック受診費助成事業
担当課	国保医療課
予算科目	会計 国民健康保険特別会計 款 保険事業費 25 保険事業費 目 保健衛生普及費
小事業	2924 国民健康保険人間ドック受診費用助成事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標) 健康づくり (市の取り組み) 各種健康診査と事後指導の充実・健康増進のための啓発の充実

補助金等の概要

分類区分	扶助的補助 市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象
補助期間(開始)	平成24年度 ~ (終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市国民健康保険人間ドック受診費用の助成に関する要綱
補助目的	三田市国民健康保険被保険者の健康づくり意識の高揚及び生活習慣病の予防と早期発見を図り、被保険者の健康の保持増進に寄与する。
補助対象者	三田市国民健康保険被保険者(40歳以上75歳未満) ※保険税完納かつ特定健診未受診
補助対象事業	国民健康保険被保険者の人間ドックにかかる費用の一部を助成する
補助対象経費	人間ドックに要する自己負担額
補助金額 又は補助率	人間ドックに要する自己負担額の2分の1 上限20,000円 ※本助成の他から補助を受けた場合は、補助された額を除いた額を自己負担額とする

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		国民健康保険被保険者	国民健康保険被保険者	国民健康保険被保険者			
実施又は運営等に当たって要した費用①		9,376,200 円	8,203,900 円	7,420,400 円			
うち、補助対象経費		9,376,200 円	8,203,900 円	7,420,400 円			
財源内訳	市補助金②	9,376,200 円	100.0%	8,203,900 円	100.0%	7,420,400 円	100.0%
	一般財源		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他	9,376,200 円	100.0%	8,203,900 円	100.0%	7,420,400 円	100.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		人間ドックの受診件数の前年比増	人間ドックの受診件数の前年比増	人間ドックの受診件数の前年比増
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		受診件数 517件	受診件数 449件	受診件数 407件

補助金等名称	人間ドック受診費助成事業	担当課	国保医療課
--------	--------------	-----	-------

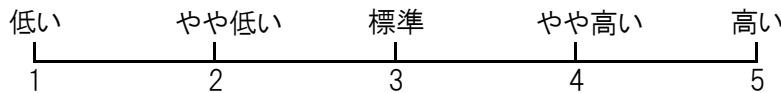
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 被保険者が医療機関で人間ドック受診した自己負担額の一部を助成するものである。人間ドックの制度は、各医療機関で実施し、被保険者がその費用を医療機関に支払う方法をとるため対象被保険者への補助金の手法が最も適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	被保険者の健康づくり意識の高揚及び生活習慣病の予防や早期発見により、健康の保持増進に寄与している。また、総合計画の成果指標である特定健診の受診率の向上にも直接寄与している。		5		
必要性 (5点)	人間ドックの補助を実施し、受診者を増加させることは、生活習慣病の早期発見や予防になり、被保険者の健康維持、疾病予防、重症化防止及び医療費の増加抑制のため、保険者として補助が必要である。		5		
有効性 (5点)	人間ドックの費用の一部を助成することで、人間ドックの受診件数は年々増加しているため有効性は高いものである。		5		
公平性 (5点)	一定の要件を満たす国民健康保険被保険者が、人間ドックを受診した際、申請に基づき支給を行っている。なお、国保・後期以外の社会保険においても各保険者で同様の補助があり公平性の点から必要である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	「三田市国民健康保険人間ドック受診費用の助成に関する要綱」に基づき補助を実施し、補助対象経費に占める補助金額の割合は2分の1以下となっており、適切で妥当な補助内容となっている。			5	
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 被保険者の健康づくり意識の高揚や生活習慣病の予防、早期発見を図り、医療費削減のため、交付を継続する。	<input type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理 番号	109
----------	-----

補助金等名称	家庭教育充実事業補助金				担当課	健やか育成課	
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目
	小事業	10	家庭教育充実事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域ぐるみの子育て		(市の取り組み)		家庭・地域の教育力の向上		

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 【市単独】 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無 【地域対象】
補助期間	(開始) 10年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	家庭教育学級推進事業実施要綱
補助目的	家庭は子どもにとって最初の人間形成の場であり、子どもを育てる上で重要な役割を果たしている。しかし、近年家庭をとりまく社会状況は著しく変化し、子どもの成長発達にさまざまな影響を及ぼす状況が生じている。そこで、生涯学習の一環として、学校と家庭が連携を取りながら共に考え学び合う機会をもち、地域社会における家庭の教育力の向上を図ることを目的とする。
補助対象者	各小学校PTA
補助対象事業	各小学校ごとに、自主的に企画運営する講座(総時間数:年間概ね6時間)
補助対象経費	諸謝金、消耗品、旅費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、会議費、保険料
補助金額 又は補助率	定額(50,000)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		16		16		16	
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,432,936 円		1,743,267 円		1,731,237 円	
うち、補助対象経費		1,432,936 円		1,743,267 円		1,731,237 円	
財源内訳	市補助金②	809,582 円	56.5%	790,381 円	45.3%	800,000 円	46.2%
	一般財源	809,582 円	56.5%	790,381 円	45.3%	800,000 円	46.2%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	623,354 円		952,886 円		931,237 円	
	下記以外の資金(会費等)	342,120 円		534,390 円		519,127 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	281,234 円		418,496 円		412,110 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	16校	16校	16校
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	16校	16校	17校

補助金等名称	家庭教育充実事業補助金	担当課	健やか育成課
--------	-------------	-----	--------

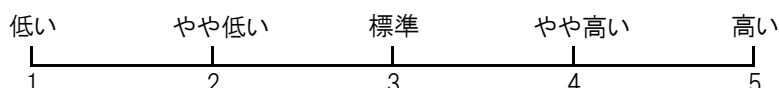
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) ・団体等が自主的に行う事業であるが、公益性が非常に高く、奨励・援助するものである。 ・生涯学習の一環として、学校と家庭が連携を取り、共に考え学び合う機会をもち、地域社会における家庭の教育力の向上を図っている。
不適切	・家族同士、保護者同士の交流によっても、地域社会における家庭の教育力の向上を図っている。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	学校と家庭が連携し、地域社会における家庭の教育力の向上を図るために必要であることから公益性は高い。			4	4	
必要性 (5点)	家庭教育に関する知識、子どもの理解、親の役割、親としての接し方など、家庭教育に関する学習や意見交換を自主的・計画的・継続的にを行い、家庭における教育力の向上を図るために必要である。			5	5	
有効性 (5点)	保護者同士のコミュニケーションが図られており、子育て家庭の孤立防止や、子育てのノウハウが活かされ、地域ぐるみで子育てを考える意識が高まるため有効である。			5	5	
公平性 (5点)	市内小学校PTAへ事業参加を呼びかけており、校区内の全保護者を対象としていることから公平性は高いものである。			4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(50,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	5	5	
	・実施要綱に基づき、各小学校区概ね4講座(6時間)以上と定め、補助を行っている。 ・講座実施にかかる実情をふまえて、妥当な支出内容となっている。 ・家庭における教育力の向上を図り、家族・保護者間のつながりを強めることで、地域ぐるみで子育てに取り組むことや、校区の連携を生み出す事業と考える。					
合 計(25点満点)				23	23	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 家庭教育はすべての教育の原点であるため、保護者や祖父母といった、家庭教育に携わる家族に対しての総合的な学習機会を充実させ、今後とも家庭の教育力の向上を図っていく必要がある。	評価の確認(2次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 今後、他のPTA活動への統合も含めて、保護者の負担感を軽減する実施手法を検討する必要がある。	最終評価 <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止
---	--	--

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	111
------	-----

補助金等名称	子育て支援に対する補助金(地域子育て支援センター事業)			担当課	健やか育成課			
予算科目	会計	一般	款	民さえ費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費
	小事業	30	地域子育て支援センター事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域ぐるみの子育て		(市の取り組み) 子ども・家庭への相談、支援の充実					

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	14年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	子育て支援に対する補助金交付要綱
補助目的	地域における子育て親子の交流、子育てに関する相談・援助等を促進し、子どもの健全育成を図る
補助対象者	認可を受けた幼稚園、大学
補助対象事業	地域子育て支援センター事業
補助対象経費	地域子育て支援センター事業に必要な経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他(7,948,000)円 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		学校法人湊川相野学園 湊川短期大学理事長浅井祐子	学校法人湊川相野学園 湊川短期大学理事長浅井祐子	学校法人湊川相野学園 湊川短期大学理事長浅井祐子			
実施又は運営等に当たって要した費用①		8,762,785 円	8,767,059 円	8,067,316 円			
うち、補助対象経費		7,948,000 円	7,948,000 円	7,948,000 円			
財源内訳	市補助金②	7,948,000 円	100.0%	7,948,000 円	100.0%	7,948,000 円	100.0%
	一般財源	2,650,000 円	33.3%	2,650,000 円	33.3%	2,650,000 円	33.3%
	国・県費	5,298,000 円	66.7%	5,298,000 円	66.7%	5,298,000 円	66.7%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	814,785 円		819,059 円		119,316 円	
	下記以外の資金(会費等)	794,785 円		797,059 円		99,316 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	20,000 円		22,000 円		20,000 円		
繰越金							

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	1か所	1か所	1か所
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	1か所	1か所	1か所

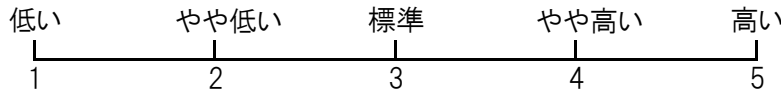
補助金等名称	子育て支援に対する補助金(地域子育て支援センター事業)	担当課	健やか育成課
--------	-----------------------------	-----	--------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	平成14年に開設した地域子育て支援センターを、平成25年から現在の湊川短期大学内に移設した。庭園、食堂、講義室など学内施設を開放し、保育士養成校の特性を活用して学生との交流、保育指導、子育て相談など多彩な子育て支援活動が実施できている。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) ○I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 児童福祉法に規定された地域子育て支援拠点事業の一つとして、平成14年度より実施しており、今後も継続実施が必要である。	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 112

補助金等名称	運営改善事業補助金				担当課	こども支援課		
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費	目	保育・教育施設費
	小事業	3232	運営改善費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) 市民ニーズに応じた保育サービスの充実					

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 8(こども園は27) 年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	保育・教育施設に対する補助金交付要綱
補助目的	保育所、認定こども園の保育・教育環境、保育・教育内容の充実等を図り、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。
補助対象者	保育所、認定こども園
補助対象事業	保育所、認定こども園の保育・教育環境、保育・教育内容の充実等
補助対象経費	保育士及び幼稚園教諭の資質向上、保育及び教育内容の充実、保健衛生の充実、アレルギー食への対応、保育及び教育環境の充実、児童安全対策に関する経費
補助金額 又は補助率	施設割 850,000円、児童割(保育所のみ)各月の初日に在籍する児童1人につき月額3,000円 加算分(児童安全対策加算)150,000円 ※平成30年度から児童割を廃止

補助金等の交付実績							
		29年度	28年度	27年度			
交付件数		18	16	15			
実施又は運営等に当たって要した費用①		55,570,536 円	112,185,823 円	54,224,195 円			
うち、補助対象経費		55,570,536 円	112,185,823 円	54,224,195 円			
財源内訳	市補助金②	50,679,000 円	91.2%	45,322,000 円	40.4%	44,131,032 円	81.4%
	一般財源	50,679,000 円	91.2%	45,322,000 円	40.4%	44,131,032 円	81.4%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	4,891,536 円		66,863,823 円		10,093,163 円	
	下記以外の資金(会費等)	4,891,536 円		66,863,823 円		10,093,163 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	平成31年4月1日現在待機児童数0人	平成31年4月1日現在待機児童数0人	平成29年4月1日現在待機児童数0人
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	平成30年4月1日現在待機児童数28人	平成29年4月1日現在待機児童数25人	平成28年4月1日現在待機児童数47人

補助金等名称	運営改善事業補助金	担当課	こども支援課
--------	-----------	-----	--------

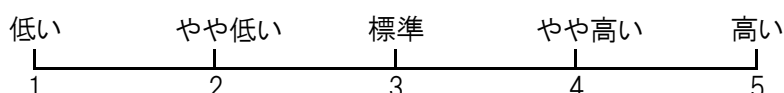
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	団体等が自主的に行う事業であるが、公益性が高く、奨励・援助するものであり、補助金等が適切である。【保育所、認定こども園の保育・教育環境、保育・教育内容の充実等を図り、保護者ニーズに応じた多様な保育サービスの充実が図られている。】
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	保育所、認定こども園の保育・教育環境、保育・教育内容の充実等を図ることで、保育所、認定こども園への受け入れ促進を図り、親が安心して子どもを産み育てる環境整備を行っている。		5		
必要性 (5点)	多様化する市民ニーズに対応できる保育サービスの充実を図るため必要である。		5		
有効性 (5点)	保育士及び幼稚園教諭の資質向上や児童の安全対策など親が保育所、認定こども園へ安心して預けることができるために有効である。		5		
公平性 (5点)	保育所、認定こども園に子どもを預ける保護者全員に還元される公平性の高いものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(補助金等の概要のとおり) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	保育所においては、受入児童実績に応じた補助金額とすることで、一律ではなく保育園の規模に応じたものとしている。	
	各保育所、認定こども園の用途としては、保育士及び幼稚園教諭の研修参加費、施設修繕、防犯機器購入費、園庭遊具補修などであり、各園の実情、必要性をふまえた支出内容となっている。補助金額は上限を定めたものであり妥当である。 【私立幼稚園、保育園の運営改善に必要な補助となっている】 ※平成30年度から児童割を廃止している。また、保育所等補助金については平成26年度をもって職員研修事業、保育所地域活動事業、時間外保育事業を廃止し、平成27年度をもって乳児すこやか推進事業、職員処遇改善事業を廃止するなど整理統合を進めている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 保育所、認定こども園の保育・教育環境、保育・教育内容の充実等を図る本補助金交付により、保育所、認定こども園への受け入れ促進を図り、親が安心して子どもを産み育てる環境整備を行う。	<input type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 113

補助金等名称	三田市認可外保育施設運営補助金			担当課	こども支援課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費	目	保育・教育施設費
	小事業	65	認可外保育施設支援事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) 市民ニーズに応じた保育サービスの充実					

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間(開始)	平成22年度			～(終了) 平成31年度			
補助根拠(法令・要綱等)	三田市認可外保育施設運営補助金交付要綱						
補助目的	認可保育所等を入所待ちしている児童の受け入れを行っている認可外保育施設に対し、資金的な支援を行うことにより、認可外保育施設の質の確保を図り、安心して預けられる環境をつくる。						
補助対象者	保育認定を受けた就学前子どもを預かる認可外保育施設設置者						
補助対象事業	児童福祉法第59条の2の届出を行い、広く利用者を募集して行う認可外保育施設運営事業						
補助対象経費	認可外保育施設の事業運営費						
補助金額 又は補助率	基本分 年額100,000円(平成30年度からは基本分無し) 加算分 補助対象就学前子ども1名につき月額10,000円						

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		3	4	5			
実施又は運営等に当たって要した費用①		13,786,000円	26,341,000円	3,970,000円			
うち、補助対象経費		13,786,000円	26,341,000円	3,970,000円			
財源内訳	市補助金②	1,820,000円	13.2%	3,640,000円	13.8%	3,970,000円	100.0%
	一般財源	1,820,000円	13.2%	3,640,000円	13.8%	3,970,000円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	11,966,000円		22,701,000円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		2,099,000円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	11,966,000円		20,602,000円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	138人、1,380,000円	307人、3,570,000円	504人、5,640,000円
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	152人、1,820,000円	324人、3,640,000円	347人、3,970,000円

補助金等名称	三田市認可外保育施設運営補助金	担当課	こども支援課
--------	-----------------	-----	--------

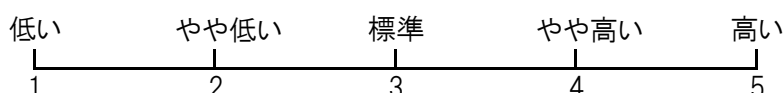
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	認可保育施設を入所待ちとなっている就学前子どもを安心して預けられる環境を作るため、補助金等の手法で認可外保育施設を助成する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	認可保育施設を入所待ちとなっている就学前子どもを安心して預けられる環境を作るために必要であることから公益性は高い。		4		
必要性 (5点)	認可保育施設の運営は保育料収入によって賄われているが、年間で児童数が変動することから安定的に運営するためには市が補助を行う必要がある。		5		
有効性 (5点)	認可外保育施設の運営を助成することで、待機している保育認定を受けた就学前子どもも安心して預けることができる。		5		
公平性 (5点)	条件を満たす市内事業者についてはすべて補助対象となるため公平性は保たれている。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	待機児童の受け入れを行っている事業者に対する補助であるため、受入児童数の実績に応じたものとしている。	
	要綱に基づいて補助が行われている。子育てしやすい街をPRし続けるうえで必要な事業である。		4		
合計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 待機児童が解消するまでの間、認可外保育施設での受け入れが必要であることから、本補助事業はそれまでの間継続する必要があると考えている。	<input type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 114

補助金等名称	障害児保育事業補助金				担当課	こども支援課		
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費	目	保育・教育施設費
	小事業	3231	障害児保育事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て			(市の取り組み) 市民ニーズに応じた保育サービスの充実				

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	保育・教育施設に対する補助金交付要綱
補助目的	保育所における障害のある子どもの受け入れを円滑にし、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。
補助対象者	保育所
補助対象事業	心身に障害のある児童や、発達障害の傾向があり配慮を要する児童等のために、加配保育士を雇用する
補助対象経費	加配保育士の人件費として支出した経費
補助金額 又は補助率	加配保育士1人につき月額250,000円を限度として補助対象経費を支出した金額以内で補助する。 ※平成30年度から月額220,000円に変更

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		9	6	4			
実施又は運営等に当たって要した費用①		58,331,475 円	44,535,619 円	13,018,949 円			
うち、補助対象経費		57,331,475 円	44,535,619 円	13,018,949 円			
財源内訳	市補助金②	50,778,342 円	88.6%	38,172,772 円	85.7%	12,400,000 円	95.2%
	一般財源	50,778,342 円	88.6%	38,172,772 円	85.7%	12,400,000 円	95.2%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	7,553,133 円		6,362,847 円		618,949 円	
	下記以外の資金(会費等)	7,553,133 円		6,362,847 円		618,949 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		平成31年4月1日現在待機児童数(受け入れの円滑化)0人	平成31年4月1日現在待機児童数(受け入れの円滑化)0人	平成29年4月1日現在待機児童数(受け入れの円滑化)0人
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		平成30年4月1日現在滝見児童数28人	平成29年4月1日現在待機児童数25人	平成28年4月1日現在待機児童数47人

補助金等名称	障害児保育事業補助金	担当課	こども支援課
--------	------------	-----	--------

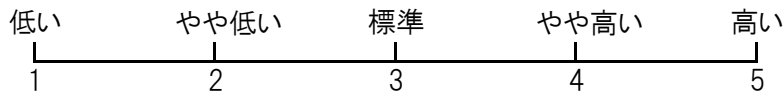
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	団体等が自主的に行う事業であるが、公益性が高く、奨励・援助するものであり、保育所における障害のある子どもの受け入れを円滑にし、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図っている。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	障害のある子どもの受け入れを円滑にし、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ることは公益性が高い。		5		
必要性 (5点)	各保育園等において、発達障害の児童等への対応の整備が急務となっている。		5		
有効性 (5点)	加配保育士の配置により、障害のある子どもの受け入れを円滑にしている。		5		
公平性 (5点)	保育所、認定こども園に子どもを預ける保護者に還元される公平性の高いものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(補助金等の概要のとおり) 円) <input type="checkbox"/> c. 定額(a以外の補助率等を採用する理由	加配保育士の人件費への補助であり、1人につき月額上限を設けることが必要である。	
	補助金額の上限額が妥当であり、各保育所において加配保育士の配置により障害のある子どもの受け入れが円滑に行われている。 ※平成30年度から月額250,000円から220,000円に変更になっている。保育所等補助金については平成26年度をもって職員研修事業、保育所地域活動事業、時間外保育事業を廃止し、平成27年度をもって乳児すこやか推進事業、職員処遇改善事業を廃止するなど整理統合を進めてきた。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 地方交付税措置が行われおり、各保育所において加配保育士の配置を行う本補助金交付により障害のある子どもの受け入れを円滑にし、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。	<input type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 115

補助金等名称	一時預かり事業補助金				担当課	こども支援課
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費
	目	855	児童福祉総務費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児の子育て		(市の取り組み) 市民ニーズに応じた保育サービスの充実			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・ 国県協調上乘せ無 】【地域対象】
補助期間(開始)	平成27年度～(終了) 平成30年度
補助根拠(法令・要綱等)	子ども・子育て支援法、三田市一時預かり事業補助金交付要綱、保育・教育施設に対する補助金交付要綱等
補助目的	保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れの解消等の保育需要の増加により、保育所、認定こども園等が行う一時預かり事業に要する経費に対し補助を行う。
補助対象者	保育所、認定こども園、小規模保育
補助対象事業	法第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業実施
補助対象経費	法第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業実施に必要な経費
補助金額 又は補助率	【一般型】300人未満 1,507,000円 300人以上900人未満 1,650,000円、900人以上1,500人未満 2,970,000円、1,500人以上2,100人未満4,290,000円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		4	5	8
実施又は運営等に当たって要した費用①		27,724,941円	24,377,355円	42,412,288円
うち、補助対象経費		27,724,941円	24,377,355円	42,412,288円
財源内訳	市補助金②	10,417,000円 37.6%	9,326,235円 38.3%	12,788,620円 30.2%
	一般財源	3,473,000円 12.5%	3,110,235円 12.8%	4,264,620円 10.1%
	国・県費	6,944,000円 25.0%	6,216,000円 25.5%	8,524,000円 20.1%
	その他	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	国・県補助金③	0円	0円	0円
	自己資金④	17,307,941円	15,051,120円	29,623,668円
	下記以外の資金(会費等)	9,177,041円	3,669,920円	15,920,143円
	その他収入(参加料・協賛金等)	8,130,900円	11,381,200円	13,703,525円
繰越金	0円	0円	0円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	延べ利用人数	4,465人	9,000人	7,500人
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	延べ利用人数	4,252人	4,120人	4,480人

補助金等名称	一時預かり事業補助金	担当課	こども支援課
--------	------------	-----	--------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	団体等が自主的に行う事業であるが、公益性が高く、奨励・援助するものであり、子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであるため、補助金等の手法で行う必要がある。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れの解消等の保育需要の増加に対応する公益性が高いものである。		5		
必要性 (5点)	子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、取り組む必要がある。		5		
有効性 (5点)	一時預かり事業により安心して子育てができる環境を整備するものである。		5		
公平性 (5点)	保育所、認定こども園、小規模保育に子どもを預ける保護者に還元される公平性の高いものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(補助金等の概要のとおり) 円) <input type="checkbox"/> c. 定額(a以外の補助率等を採用する理由	国の子ども・子育て支援交付金の要件どおりである。	
	子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、国補助要綱により補助金額が規定されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、継続する。	<input type="checkbox"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I:継続 <input type="checkbox"/> II:見直し <input type="checkbox"/> III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 116

補助金等名称	延長保育事業補助金				担当課	こども支援課		
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費	目	保育・教育施設費
	小事業	3230	延長保育促進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児の子育て			(市の取り組み) 市民ニーズに応じた保育サービスの充実				

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有】 国県協調上乘せ無 【地域対象】
補助期間(開始)	平成27年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	子ども・子育て支援法、保育・教育施設に対する補助金交付要綱等
補助目的	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、延長保育を取り組む保育所、認定こども園及び小規模保育に対し補助を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって子どもの健やかな成長に寄与する。
補助対象者	保育所、認定こども園、小規模保育
補助対象事業	法第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業の延長保育実施
補助対象経費	法第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業の延長保育実施に必要な経費
補助金額 又は補助率	保育標準時間認定 1時間延長(1日当たり平均対象児童数6人以上)年額1,342,000円 30分延長(1時間延長等に該当し)千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		23	19	15
実施又は運営等に当たって要した費用①		40,354,194 円	33,585,421 円	36,528,539 円
うち、補助対象経費		40,354,194 円	33,585,421 円	36,528,539 円
財源内訳	市補助金②	15,026,714 円 37.2%	13,792,160 円 41.1%	13,171,960 円 36.1%
	一般財源	5,722,714 円 14.2%	5,508,160 円 16.4%	5,253,960 円 14.4%
	国・県費	9,304,000 円 23.1%	8,284,000 円 24.7%	7,918,000 円 21.7%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	25,327,480 円	19,793,261 円	23,356,579 円
	下記以外の資金(会費等)	15,841,780 円	11,211,871 円	15,599,629 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	9,485,700 円	8,581,390 円	7,756,950 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	延長保育実利用人数1,121	延長保育実利用人数655	延長保育実利用人数662	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	延長保育実利用人数931	延長保育実利用人数864	延長保育実利用人数784	

補助金等名称	延長保育事業補助金	担当課	こども支援課
--------	-----------	-----	--------

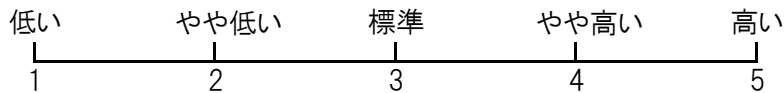
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	団体等が自主的に行う事業であるが、公益性が高く、奨励・援助するものであり、子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであるため、補助金等の手法で行う必要がある。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するものであり公益性が高い。		5		
必要性 (5点)	子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、取り組む必要がある。		5		
有効性 (5点)	延長保育の需要に対応し安心して子育てができる環境を整備するものである。		5		
公平性 (5点)	保育所、認定こども園に子どもを預ける保護者に還元される公平性の高いものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(補助金等の概要のとおり) 円) <input type="checkbox"/> c. 定額(a以外の補助率等を採用する理由	国の子ども・子育て支援交付金の要件どおりである。	
	子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、国補助要綱により補助金額が規定されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、継続する。	<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 117

補助金等名称	実費徴収に係る補足給付事業補助金			担当課	こども支援課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費
	小事業	3217	実費徴収に係る補足給付事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児の子育て		(市の取り組み) 子育てに要する経済的な負担の軽減					

補助金等の概要	
分類区分	扶助的補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	平成27年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱
補助目的	低所得で生計が困難な支給認定保護者(生活保護法による被保護世帯等)が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等(以下「実費徴収額」という。)の一部を補助することで経済的な負担を軽減する。
補助対象者	保育所、認定こども園、小規模保育
補助対象事業	法第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業の実費徴収に係る補足給付事業実施
補助対象経費	法第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業の実費徴収に係る補足給付に必要な経費 原則実費徴収額を軽減又は免除して徴収する施設・事業所に対して、当該軽減又は免除した額に相当する額を補助
補助金額 又は補助率	(1) 副食材料費 支給認定保護者の子ども1人あたり月額4,500円 (2) 食材料費以外の実費徴収額 支給認定保護者の子ども1人あたり月額2,500円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付件数		6	3	3			
実施又は運営等に当たって要した費用①		126,390円	19,640円	17,121円			
うち、補助対象経費		110,130円	19,640円	15,743円			
財源内訳	市補助金②	110,130円	100.0%	19,640円	100.0%	15,743円	100.0%
	一般財源	39,130円	35.5%	9,640円	49.1%	8,743円	55.5%
	国・県費	71,000円	64.5%	10,000円	50.9%	7,000円	44.5%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	16,260円		0円		1,378円	
	下記以外の資金(会費等)	16,260円		0円		1,378円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円		
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		平成31年4月1日現在 待機児童数0人	平成29年4月1日現在 待機児童数0人	平成29年4月1日現在 待機児童数0人
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		平成29年4月1日現在 待機児童数25名	平成28年4月1日現在 待機児童数47人	平成27年4月1日現在 待機児童数48人

補助金等名称	実費徴収に係る補足給付事業補助金	担当課	こども支援課
--------	------------------	-----	--------

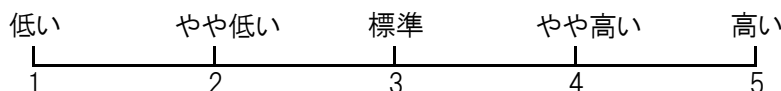
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 団体等が自主的に行う事業であるが、公益性が高く、奨励・援助するものであり、子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであるため、補助金等の手法で行う必要がある。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性(5点)	低所得で生計が困難な支給認定保護者(生活保護法による被保護世帯等)の安心して預けることができ負担軽減を図るための公益性が高いものである。		5		
必要性(5点)	子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、取り組む必要がある。		5		
有効性(5点)	低所得で生計が困難な支給認定保護者(生活保護法による被保護世帯等)の安心して預けることができる環境を整備するものである。		5		
公平性(5点)	保育所、認定こども園等に子どもを預ける保護者に還元される公平性の高いものである。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	国の子ども・子育て支援交付金の要件どおりである。	
	子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、国補助要綱により補助金額が規定されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I:継続 <input type="checkbox"/> II:見直し <input type="checkbox"/> III:廃止 (具体的内容) 子ども・子育て支援法第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(13事業)の一つであり、継続する。	<input type="checkbox"/> I:継続 <input type="checkbox"/> II:見直し <input type="checkbox"/> III:廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I:継続 <input type="checkbox"/> II:見直し <input type="checkbox"/> III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 120

補助金等名称	三田市認可外保育施設利用者補助金			担当課	こども支援課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費	目	保育・教育施設費
	小事業	65	認可外保育施設利用者助成事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) 子育てに要する経済的な負担の軽減					

補助金等の概要

分類区分	扶助的補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】	【地域対象】
補助期間(開始)	平成24年度		～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市認可外保育施設利用者補助金交付要綱		
補助目的	認可保育所等を希望しながら入所待ちとなり、認可外保育施設を利用する家庭の経済的な負担を軽減する		
補助対象者	保育認定を受けながら入所待ちとなり、認可外保育施設を利用している者		
補助対象事業	認可外保育施設の保育料負担		
補助対象経費	認可外保育施設の保育料		
補助金額 又は補助率	対象施設に支払った月額保育料と認可保育所等に入所した場合の保育料の差額 上限額(60) 千円		

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	54	81	94	
実施又は運営等に当たって要した費用①	3,240,000 円	6,492,000 円	6,658,000 円	
うち、補助対象経費	3,240,000 円	6,492,000 円	6,658,000 円	
財源内訳	市補助金②	3,240,000 円 100.0%	6,492,000 円 100.0%	6,658,000 円 100.0%
	一般財源	3,240,000 円 100.0%	6,492,000 円 100.0%	6,658,000 円 100.0%
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	0 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	0 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	149か月、3,576,000円	208か月、5,200,000円	212か月、4,876,000円
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	182か月、3,240,000円	261か月、6,492,000円	289か月、6,658,000円

補助金等名称	三田市認可外保育施設利用者補助金	担当課	こども支援課
--------	------------------	-----	--------

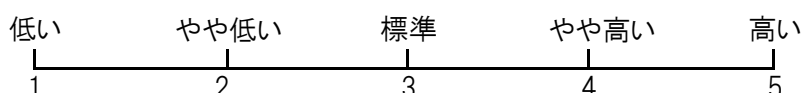
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 入所待ちとなり、やむを得ず認可外保育施設を利用する人に対し市が補助金交付することで経済的不公平を軽減する必要がある。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	入所待ち人数が発生している間、就学前子どもを安心して預けられる環境を作るために必要であることから公益性は高い。		5		
必要性 (5点)	入所待ち人数が発生している間、就学前子どもを安心して預けられる環境を作るため、市が補助金等の手法で経済的不公平を軽減する必要がある。		5		
有効性 (5点)	経済的負担を補助することで、保育認定を受けながら待機となっている就学前子どもを安心して預けることができる。		5		
公平性 (5点)	保育認定を受けながら待機となっている者全員に対し制度案内を送付している。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	待機による経済的負担の差を解消するため、対象施設に支払った月額保育料と認可保育所等に入所した場合の保育料との差額としている。	
	要綱に基づいて補助が行われている。子育てしやすい街をPRし続けるうえで必要な事業である。			5	
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 入所待ちとなり、やむを得ず認可外保育施設を利用する人に対し市が補助金交付することで経済的不公平を軽減し、入所待ち人数が発生している間、就学前子どもを安心して預けられる環境を作る。	<input type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 121

補助金等名称	三田市ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料助成			担当課	こども支援課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費
	小事業	10	ファミリーサポートセンターひとり親家庭利用支援事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て			(市の取り組み) 子育てに要する経済的な負担の軽減				

補助金等の概要

分類区分	扶助的補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】	【地域対象】
補助期間(開始)	平成17年度～(終了) 年度		
補助根拠(法令・要綱等)	三田市ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料の助成に関する規則		
補助目的	ひとり親等の養育者に対し、ファミリーサポートセンター援助活動利用料の一部を助成することにより、育児負担の軽減を図る。		
補助対象者	利用会員であって、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているひとり親及び養育者		
補助対象事業	ファミリーサポートセンターの援助活動		
補助対象経費	ファミリーサポートセンターの利用料		
補助金額 又は補助率	援助活動に対して依頼会員が協力会員に支払う1月の利用料の2分の1の額 上限額(20,000円/月) 千円		

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		13	31	21			
実施又は運営等に当たって要した費用①		43,990円	134,540円	183,820円			
うち、補助対象経費		43,990円	134,540円	183,820円			
財源内訳	市補助金②	43,990円	100.0%	134,540円	100.0%	183,820円	100.0%
	一般財源	43,990円	100.0%	134,540円	100.0%	183,820円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	12か月、360,000円	12か月、408,000円	12か月、432,000円
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	12か月、43,990円	12か月、134,540円	12か月、183,820円

補助金等名称	日市ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料	担当課	こども支援課
--------	-----------------------------	-----	--------

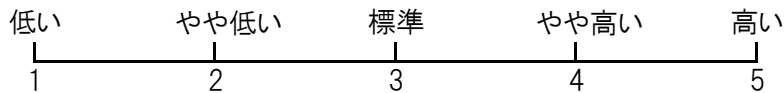
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	ひとり親家庭の養育者が子どもを安心して育てることができる環境を作るため、補助金等の手法で経済的負担を軽減する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	ひとり親の就労の支援及び育児負担の軽減につながるために必要であることから公益性は高い。		4		
必要性 (5点)	ひとり親が小学6年までの子どもを安心して預けられる環境を作るため、市が補助金等の手法で経済的負担を軽減する必要がある。		5		
有効性 (5点)	経済的負担を軽減することで、ひとり親世帯が子どもを育てやすい環境づくりにつながるほか、制度の活性化にもつながる。		5		
公平性 (5点)	ひとり親に限定した制度であるが、要件に所得制限を設けるほか、社会的なハンデを補うための補助金であるため、一定の理解を得ることができるものとする。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	規則に基づいて補助が行われている。子育てしやすいまちをPRするうえで必要な事業である。		4		
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、継続して実施する。	<input type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 122

補助金等名称	三田市保育料軽減事業補助金			担当課	こども支援課
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項
	小事業	30	児童福祉費		
目	保育・教育施設費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) 子育てに要する経済的な負担の軽減		

補助金等の概要	
分類区分	扶助的補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	平成20年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市保育料軽減事業実施要綱
補助目的	子育てにかかる経済的負担を軽減し、子育て環境の向上に資するため、第2子以降の保育料の一部について補助するに当たり必要な事項を定めるものとする。
補助対象者	教育・保育施設を利用する多子世帯の保護者(市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯に限る。)
補助対象事業	教育・保育施設の保育料負担
補助対象経費	教育・保育施設を利用する第2子以降の保育料の一部
補助金額 又は補助率	市長が徴収する保育料の月額から5,000円を控除した額 ※子ども的人数と年齢によって上限あり

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		160		172		67	
実施又は運営等に当たって要した費用①		6,058,500円		6,540,300円		2,377,000円	
うち、補助対象経費		6,058,500円		6,540,300円		2,377,000円	
財源内訳	市補助金②	6,058,500円	100.0%	6,540,300円	100.0%	2,377,000円	100.0%
	一般財源	2,083,500円	34.4%	2,001,750円	30.6%	0円	0.0%
	国・県費	3,975,000円	65.6%	4,538,550円	69.4%	2,377,000円	100.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

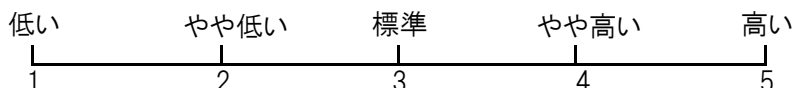
補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	172件、8,201,700円	255件、8,557,300円	75件、2,837,800円
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	160件、6,058,500円	194件、6,540,300円	67件、2,377,000円

補助金等名称	三田市保育料軽減事業補助金	担当課	こども支援課
--------	---------------	-----	--------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)
 補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、補助金等の手法で事業実施する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	少子化対策として、多子世帯の就学前子どもを安心して預けられる環境づくりに必要であることから公益性は高い。			5		
必要性 (5点)	少子化対策として、多子世帯の就学前子どもを安心して預けられる環境づくりに資するため、県又は市が補助金等の手法で経済的負担を軽減する必要がある。			5		
有効性 (5点)	保護者の経済的負担を補助するで、多子世帯の就学前子どもを安心して預けることができる。			4		
公平性 (5点)	入所者全員に対し制度案内を配布している。			4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	兵庫県の定めた補助基準による		
	要綱に基づいて補助が行われている。第3子以降については100%県補助であり、妥当性が高い。			5		
合計(25点満点)				23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 212

補助金等名称	地域青少年健全育成推進事業補助金			担当課	健やか育成課(青少年)			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	青少年育成費
	小事業	11	地域青少年健全育成推進事業補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域ぐるみの子育て		(市の取り組み)		青少年健全育成の推進			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助—市施策補完型 (市単独・県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無) (地域対象)						
補助期間(開始)	年度		～(終了)		H31		年度
補助根拠(法令・要綱等)	地域青少年健全育成推進事業補助金交付要綱						
補助目的	地域青少年健全育成事業の推進						
補助対象者	地域青少年健全育成連絡協議会等						
補助対象事業	健全育成啓発活動、健全育成講演会、学習会等の青少年健全育成推進活動						
補助対象経費	地域青少年健全育成事業に要する経費の一部						
補助金額 又は補助率	定額()円	・	定率(/)	・	その他()		
	上限額(50)		千円				

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		6	6	6
実施又は運営等に当たって要した費用①		3,000,024 円	3,086,631 円	2,899,991 円
うち、補助対象経費		1,008,223 円	1,064,352 円	1,219,903 円
財源内訳	市補助金②	300,000 円 29.8%	300,000 円 28.2%	300,000 円 24.6%
	一般財源	300,000 円 29.8%	300,000 円 28.2%	300,000 円 24.6%
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	2,700,024 円	2,786,631 円	2,599,991 円
	下記以外の資金(会費等)	1,668,250 円	1,569,550 円	1,593,650 円
その他収入(参加料・協賛金等)	75,010 円	68,029 円	142,260 円	
繰越金	956,764 円	1,149,052 円	864,081 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	6団体全てが外部講師による青少年問題に関わるテーマについての講演会等を実施する。	6団体全てが外部講師による青少年問題に関わるテーマについての講演会等を実施する。	6団体全てが外部講師による青少年問題に関わるテーマについての講演会等を実施する。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	5団体が外部講師による青少年問題に関わるテーマについての講演会等を実施した。	5団体が外部講師による青少年問題に関わるテーマについての講演会等を実施した。	5団体が外部講師による青少年問題に関わるテーマについての講演会等を実施した。

補助金等名称	地域青少年健全育成推進事業補助金	担当課	健やか育成課(青少年)
--------	------------------	-----	-------------

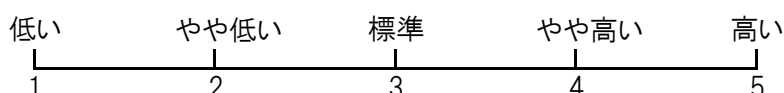
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 次代の地域コミュニティの担い手である地域の青少年の健全育成は、各地域の実情や特性に応じた活動を実施する必要がある。その活動を推進するには、家庭、地域、学校等関係機関・団体、そして行政が密接に連携、協働して取り組む必要があることから、地域の青少年健全育成団体が事業主体となって実施する健全育成啓発活動、健全育成講演会、学習会等の青少年健全育成推進活動を市が公益上、奨励・援助することは適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	青少年の健全育成は、全都道府県で条例が制定されており、公共性、公益性の高い事業である。当市でも事業を実施しているが、市内の各地域での活動については、各地域内の団体の自主運営に依る部分が多く、行政補完的な役割を担っている。			5		
必要性 (5点)	地域の青少年の健全育成を推進するには、関係機関・団体が密接に連携、協働して取り組む必要があることから、地域の青少年健全育成団体が実施する健全育成啓発活動や推進活動に要する経費の一部を補助する必要がある。			5		
有効性 (5点)	青少年非行の未然防止等を図るため、各地域において地域の実情に即した青少年の健全育成活動を実施することは、青少年が安心して健全に育つ環境づくりに有益であり、次代を担う「さんだっ子」の成長を地域全体で協力して支えるまちの実現に向けて有効である。			5		
公平性 (5点)	現在、地域青少年健全育成連絡協議会等は6団体であり、各地域の青少年を対象とした取り組みを行っている。地域は限定されるが、各地域を基盤とした活動の効果が他の地域にも波及していくことからその必要性は高い。また、当該補助金交付事業は、地域や団体等を限定したものではないので、著しく公平性を欠くものではない。			4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(上限50千円) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	現状、中学校が主体となり自主財源確保が困難であるため、補助率が1/2を超えている団体がある。今後、地域が主体となり団体を運営するよう働きかけを行っていく。		
	1. 補助金等の支出や手続きは規則及び要綱に基づいており、法令等に抵触していない。 2. 補助事業者の会計処理及び用途は適切である。 3. 補助対象経費に占める補助金額の割合は、原則として2分の1以下であり、6団体のうち4団体が、2分の1以下となっている。団体にとって、各地区自治会からの会費・助成金(1戸当たり200円程度)が主な収入源であることから、団体の規模によって差が生じている。			4		
合 計(25点満点)				23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) ①: 継続 Ⅱ: 見直し Ⅲ: 廃止 (具体的内容) 各地域において地域の実情に即した青少年の健全育成活動を実施することは、次代を担う「さんだっ子」の成長を地域全体で協力して支えるまちの実現に大きく寄与している。活動の推進と継続性を維持するために、今後とも地域青少年健全育成推進事業に要する経費の一部を補助する公益上の必要がある。	➡	評価の確認(2次評価) Ⅰ: 継続 Ⅱ: 見直し Ⅲ: 廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 Ⅰ: 継続 Ⅱ: 見直し Ⅲ: 廃止
--	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	226
----------	-----

補助金等名称	三田市臨時福祉給付金(経済対策分)			担当課	福祉総務課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	5	臨時福祉給付金給付事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		生活の支援	(市の取り組み)		(5)その他		

補助金等の概要

分類区分	扶助的補助	【市単独・国県協調上乗せ有・ 国県協調上乗せ無 】・【地域対象】
補助期間(開始)	28年度	～(終了) 29年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要綱	
補助目的	消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施	
補助対象者	平成28年度住民税非課税で、課税者の扶養親族でない者(生活保護受給者除く)	
補助対象事業	支給対象者への給付金の支給	
補助対象経費	給付金	
補助金額 又は補助率	定額(15,000)円	・ 定率(/) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度	
交付先		9,144件 (支給対象者12,080人)			
実施又は運営等に当たって要した費用①		181,200,000円	0円	0円	
うち、補助対象経費		181,200,000円			
財源内訳	市補助金②	181,200,000円	100.0%	0円	0円
	一般財源		0.0%		
	国・県費	181,200,000円	100.0%		
	その他		0.0%		
	国・県補助金③				
	自己資金④	0円		0円	0円
	下記以外の資金(会費等)				
その他収入(参加料・協賛金等)					
繰越金					

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)				
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)				

補助金等名称	三田市臨時福祉給付金(経済対策分)	担当課	福祉総務課
--------	-------------------	-----	-------

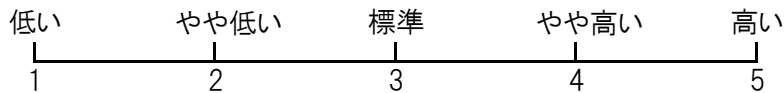
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	国庫補助10/10で実施する事業であるため
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 三田市臨時福祉給付金(経済対策分)は平成29年度末をもって事業完了となる制度のため。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 232

補助金等名称	運転免許取得助成			担当課	障害福祉課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	障害者福祉費	目	障害者福祉費
	小事業	20	社会参加促進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 障がいのある人の安心		(市の取り組み)		生活支援の充実			

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	H 14 年度	～(終了) H 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	総合支援法第77条 三田市身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱	
補助目的	身体障害者に対し、自動車運転免許取得に要する経費の一部を助成することにより、身体障害者の就労および行動範囲の拡大を図る	
補助対象者	自動車の使用により、就業の安定、生活の向上、行動範囲の拡大に有効と認められる身体障害者で新規に免許を取得する者	
補助対象事業	自動車運転免許取得に要した費用の助成	
補助対象経費	自動車免許取得に要した経費	
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(2 / 3) ・ その他() 上限額 10万円 / 件)	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		1	0	3
実施又は運営等に当たって要した費用①		263,000 円	0 円	770,840 円
うち、補助対象経費		263,000 円	0 円	770,840 円
財源内訳	市補助金②	100,000 円 38.0%	0 円 #DIV/0!	300,000 円 38.9%
	一般財源	100,000 円 38.0%	0 円 #DIV/0!	152,631 円 19.8%
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	147,369 円 19.1%
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	163,000 円	0 円	470,840 円
	下記以外の資金(会費等)	163,000 円	0 円	470,840 円
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円	
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	1件	0件	3件

補助金等名称	運転免許取得助成	担当課	障害福祉課
--------	----------	-----	-------

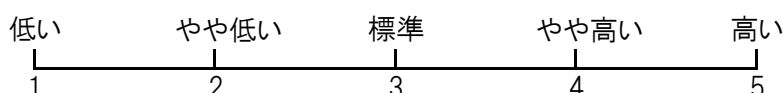
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 平成28年度からは地方交付税措置となっているが、もともとは障害者総合支援法における地域生活支援事業(市町村が行う障害者等の自立した生活を送るために必要な事業)の一つで、国・県の要綱に基づく補助事業であったため、補助金等の手法が最も適当である。
□不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	運転免許取得費用の助成は、身体障害者の外出を促進し、就労支援や社会参加の促進など、自立した生活支援につながる。		5		
必要性 (5点)	運転免許証を取得し、自らの運転で移動することは、自立した生活を営み社会参加を促進することから、必要性が高い事業である。		5		
有効性 (5点)	障害者の外出を促進し、就労支援や社会参加の促進など、自立した生活に大きく寄与する。		5		
公平性 (5点)	助成対象者が身体障害者のみであり、知的・精神障害者等への適応拡大について県の助言を受けている。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(上限10万円) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	実際にかかった費用の2/3か、上限額を助成。県内の市町の助成額とほぼ同額。	
	本補助事業はもともと障害者総合支援法における地域生活支援事業の一つで、三田市では平成14年に要綱を制定。県内の市町村が同様に実施している事業で、身体障害者の自立と社会生活拡大に大きく寄与しており、本補助事業を行うことは妥当である。		5		
合 計(25点満点)			23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
○I:継続 II:見直し III:廃止	I:継続 II:見直し III:廃止	I:継続
(具体的内容) 自動車免許取得費用を助成することは身体障害者の社会活動の拡大し、自立を支援することになることから、今後も補助を継続する。	(具体的内容)	II:見直し
		III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理
番号 233

補助金等名称	送迎保育支援事業補助金				担当課	こども支援課	
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	児童福祉費	目
	小事業	3308	送迎保育支援事業				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) 市民ニーズに応じた保育サービスの充実				

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	29年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市送迎保育支援事業補助金交付要綱
補助目的	保護者の保育ニーズと教育・保育施設の地域的なミスマッチを解消し、待機児童の解消に向けた緊急的な対策を図る。
補助対象者	認定こども園(三田けやき台認定こども園)
補助対象事業	市内認定こども園等において、既存の施設設備を活用した送迎保育支援事業を実施する経費の一部を補助
補助対象経費	送迎保育支援事業を実施する経費(保育士に係る人件費、必要備品代等)
補助金額 又は補助率	1人当たり10万円の補助基準額に受入児童数を乗じた額(事業実施期間が1年未満の場合は月割とする。)と補助対象経費から利用者収入を控除した額の2分の1のいずれか低い額(補助金の上限額は、年間150万円)

補助金等の交付実績				
		29年度	28年度	27年度
交付先		三田けやき台認定こども園		
実施又は運営等に当たって要した費用①		480,000円	0円	0円
うち、補助対象経費				
財 源 内 訳	市補助金②	50,000円	0円	0円
	一般財源	50,000円		
	国・県費			
	その他			
	国・県補助金③			
	自己資金④	430,000円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金	430,000円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	平成31年4月1日現在待機児童数0人	平成30年4月1日現在待機児童数0人	
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	平成30年4月1日現在待機児童数28人		

補助金等名称	送迎保育支援事業補助金	担当課	こども支援課
--------	-------------	-----	--------

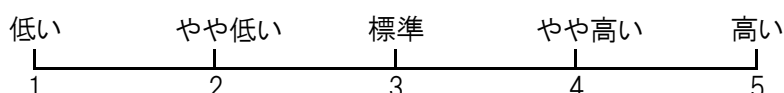
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 団体等が自主的に行う事業であるが、公益性が高く、奨励・援助するものであり、補助金等が適切である。【保育施設の地域的なミスマッチを解消し、待機児童の解消に向けた緊急的な対策となっており、保護者ニーズに応じた多様な保育サービスの充実が図られている。】
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	保育ニーズの地域的偏在に対応し、保護者の利便性の向上に資するものである。		5		
必要性 (5点)	多様化する市民ニーズに対応できる保育サービスの充実を図るため必要である。		5		
有効性 (5点)	地域的なミスマッチを解消し、待機児童の解消に向けた対策として有効である。		5		
公平性 (5点)	市民ニーズに対応し、保護者の保育サービスの充実のための公平性の高いものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外(補助金等の概要のとおり) 円) <input type="checkbox"/> c. 定額(a以外の補助率等を採用する理由		
	待機児童数の受け入れ人数に応じた補助上限額(事業費の1/2以下)となっており妥当である。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 保護者の保育ニーズと教育・保育施設の地域的なミスマッチを解消し、待機児童の解消に向け事業を継続する。	<input type="checkbox"/> I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	<input type="checkbox"/> I : 継続 <input type="checkbox"/> II : 見直し <input type="checkbox"/> III : 廃止